

生 企 第 4 7 4 号
平 成 3 1 年 3 月 2 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画（第5次）」の策定について「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づく「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）については、第4次推進計画の期間が平成30年度で終了することから、計画の改定作業を進めてきたところ、本年3月5日開催の青森県安全安心まちづくり推進本部会議において、推進計画案が了承され、別添のとおり策定となった。

第5次推進計画では、重点目標として「刑法犯認知件数を2023年度までに3,500件以下」と設定したほか、新たに、具体的施策として

- ライフステージや場の特性に応じた消費者教育の推進
- 観光客等の訪日外国人に対する注意喚起
- 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの周知

を設定するなど、安全・安心まちづくりに関して講ずべき施策の方向性、大綱を定めたものである。

各所属にあっては、推進計画改定の趣旨、数値目標等を理解の上、犯罪のない安全・安心まちづくりの実現にむけた取組を推進されたい。

担当：生活安全企画課
犯罪抑止対策係

青森県犯罪のない 安全・安心まちづくり推進計画

第5次
(2019年度～2023年度)



青 森 県

はじめに



犯罪のない、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現は、県民すべての願いであり、県民生活の基盤となるものです。

青森県では、その実現に向けて、平成18年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を施行するとともに、平成19年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画」を策定し、安全で安心なまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、刑法犯認知件数が年々減少するなど、県内の治安情勢は着実に改善してきました。一方で、人口減少や少子・高齢化の一層の進行などにより、地域を支える現役世代が減少し、地域の防犯力の低下が懸念されているところであり、県民一人ひとりが自らの安全は自ら守るという意識を高め、地域全体で助け合い、犯罪を防ぐことがますます重要になっています。

このような状況を踏まえ、県では、施策や数値目標の見直しを行い、このたび、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間とする「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画（第5次）」を策定しました。

本計画は、県民の防犯に対する意識を高めるとともに、犯罪のない、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現を目指し、関係機関・団体及び県民が一丸となって取り組んでいくための基本指針となるものです。

今後とも、本計画に沿って、行政、警察、事業者などが連携・協働し、県民の皆様とともに様々な取組を進めていきますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。

最後に、計画の策定にあたり御協力を賜りました関係機関・団体の皆様に対し、深く感謝申し上げます。

2019年3月

青森県知事 三村 申吾

目 次

第1 推進計画の基本的事項

1 推進計画改定の趣旨	1
2 推進計画の位置付け	1
3 県民等の意見の反映	2
4 推進計画の対象	2
5 推進計画の期間	2
6 施行日	2

第2 青森県における犯罪の発生状況

1 刑法犯認知件数の推移及び検挙の現況	3
2 街頭犯罪・侵入犯罪等の認知件数の推移	4
3 特殊詐欺被害の推移	5
4 声かけ事案等の認知件数の推移	5

第3 推進計画の目標及び基本的方向性

1 推進計画の目標	6
2 推進計画の基本的方向性	6
3 具体的施策	7
4 数値目標の設定	7
別添 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画体系図	9

第4 主な取組事項

基本的方向性1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたひとづくり	
施策1 県民の自主防犯意識の醸成	10
施策2 防犯活動を担う人財の育成	14
基本的方向性2 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた地域づくり	
施策3 自主的な防犯活動の促進	16
施策4 児童等の安全確保に関する取組の推進	19
施策5 高齢者等の安全確保に関する取組の推進	24
施策6 観光客の安全確保に関する取組の推進	27
施策7 防犯に配慮した生活環境の整備	29
基本的方向性3 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたネットワークづくり	
施策8 安全・安心まちづくり推進体制の整備	32
施策9 事業者との連携	35

第5 資料編

1 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例	38
2 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例に基づく防犯指針	
(1) 学校等における児童等の安全の確保に関する指針	42
(2) 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針	44
(3) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針	46
(4) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	54
3 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会設置要綱	58
4 青森県安全・安心まちづくり推進本部設置要綱	60

第1 推進計画の基本的事項

1 推進計画改定の趣旨

県では、平成18年4月に犯罪のない安全に安心して暮らせる社会の実現に向けて、積極的に取り組む意志を将来に向かって明らかにするとともに、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、連携・協力して継続的に取り組むため「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）は、条例に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ計画的に展開するために、平成19年4月に策定されました。

今般、第4次推進計画の計画期間が平成30年度末で終了することから、犯罪のない安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、その後の社会情勢の変化等を踏まえ、第5次推進計画を策定したものです。

2 推進計画の位置付け

条例第8条に規定する推進計画であり、施策の方向性等、以下の内容について定めたものです。

- (1) 総合的に講ずべき「犯罪のない安全・安心まちづくり」の推進に関する施策の大綱
- (2) 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を計画的に実施するために必要な数値目標
- (3) 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を計画的かつ体系的に実施するために必要な事項

【青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例】

（推進計画）

第8条 知事は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下、「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 安全・安心まちづくりの推進に関する目標
- (2) 安全・安心まちづくりの推進に関する施策の方向
- (3) その他安全・安心まちづくりの推進に関する重要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

なお、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」をはじめとする関連する他の計画との整合性を図った上で、策定しています。

【青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦】

「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」とは、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針です。

（計画期間は、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間です。）

3 県民等の意見の反映

この推進計画は、条例第8条第3項の規定に基づき、あらかじめ、県民等の意見を反映させるため、「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」や、パブリック・コメントにおいて意見を聴いた上で策定しています。

4 推進計画の対象

この推進計画では、主として県民の日常生活の範囲内で発生する身近な犯罪等（街頭犯罪※1、侵入犯罪※2、特殊詐欺※3、声かけ事案等※4）を対象とし、これらに対する県民、事業者及び行政の連携・協力した取組を通じて、犯罪のない安全なまちづくりを進めます。

5 推進計画の期間

この推進計画の期間は、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間とします。

6 施行日

この推進計画は、2019（平成31）年4月1日から施行します。

- ※1 街頭犯罪とは、路上での自転車盗、車上ねらい、自動販売機ねらいなど、街頭で行われる犯罪の総称です。
- ※2 侵入犯罪とは、一般住宅、倉庫、事務所等の中での器物損壊、窃盗、強制性交等（平成28年度までは強姦）、強制わいせつなど、建物に侵入して行われる犯罪の総称です。
- ※3 特殊詐欺とは、電話やメールなどを使って、不特定多数の人をだまし、現金を他人名義の口座に振り込ませる又は現金を郵送させるなどしてだまし取る詐欺で、息子をかたるオレオレ詐欺、インターネットサイトの退会料の支払いを要求する架空請求詐欺や還付金が戻るなどと言ってATMを操作させて送金させる還付金等詐欺などがあります。
- ※4 声かけ事案等とは、子供（18歳以下）や女性（19歳以上）を対象とする声かけ、つきまとい、接触をする行為等の総称です。

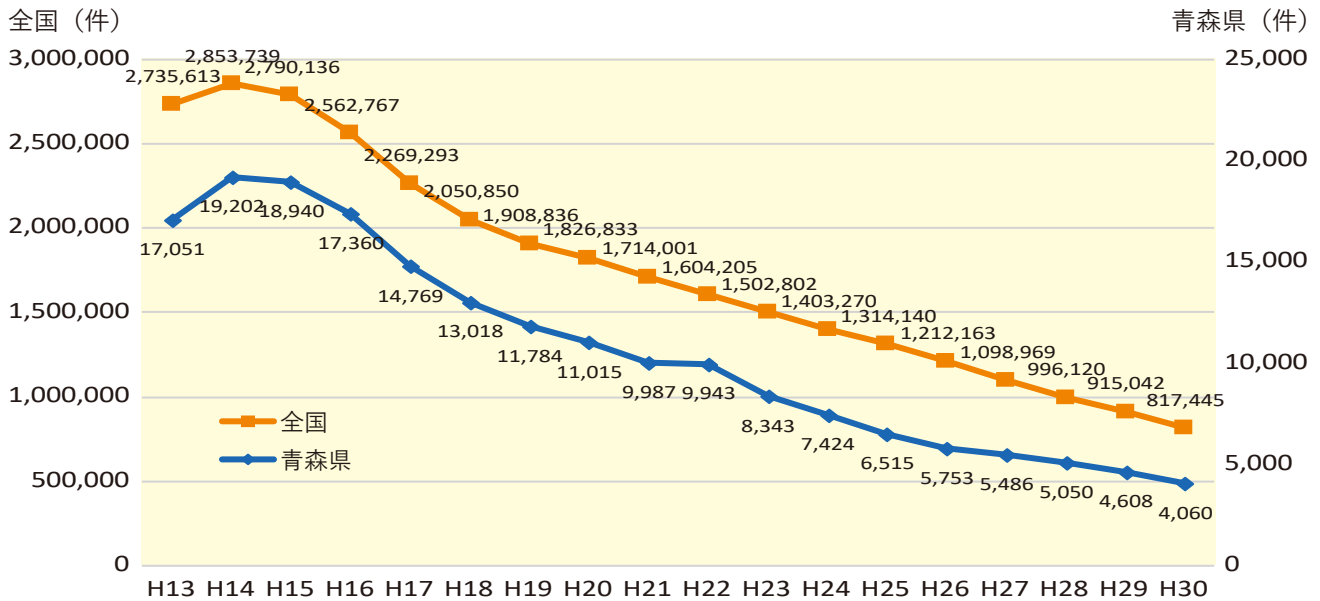
第2 青森県における犯罪の発生状況

1 刑法犯認知件数の推移及び検挙の現況

本県における平成30年の刑法犯認知件数は4,060件で、平成15年から平成30年まで16年連続で減少しており、戦後最多を記録した平成14年と比べ約5分の1まで減少しています。

また、検挙率は近年、上昇傾向で推移し、平成30年の検挙率は57.4%となりました。

○青森県の刑法犯認知件数の推移（全国との比較）



(県警察本部調べ)

○青森県の刑法犯認知件数と検挙率の推移

(単位：件、人)

件数等	年	H26	H27	H28	H29	H30
認知件数		5,753	5,486	5,050	4,608	4,060
検挙件数		2,505	2,392	2,274	2,454	2,331
検挙人数		1,915	1,680	1,621	1,538	1,653
検挙率		43.5%	43.6%	45.0%	53.3%	57.4%

(県警察本部調べ)

○青森県の刑法犯認知件数の内訳（平成30年）

(単位：件)

件数等	罪種	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
認知件数		19	435	2,664	296	50	596	4,060
(割合)		(0.5%)	(10.7%)	(65.6%)	(7.3%)	(1.2%)	(14.7%)	(100%)

(県警察本部調べ)

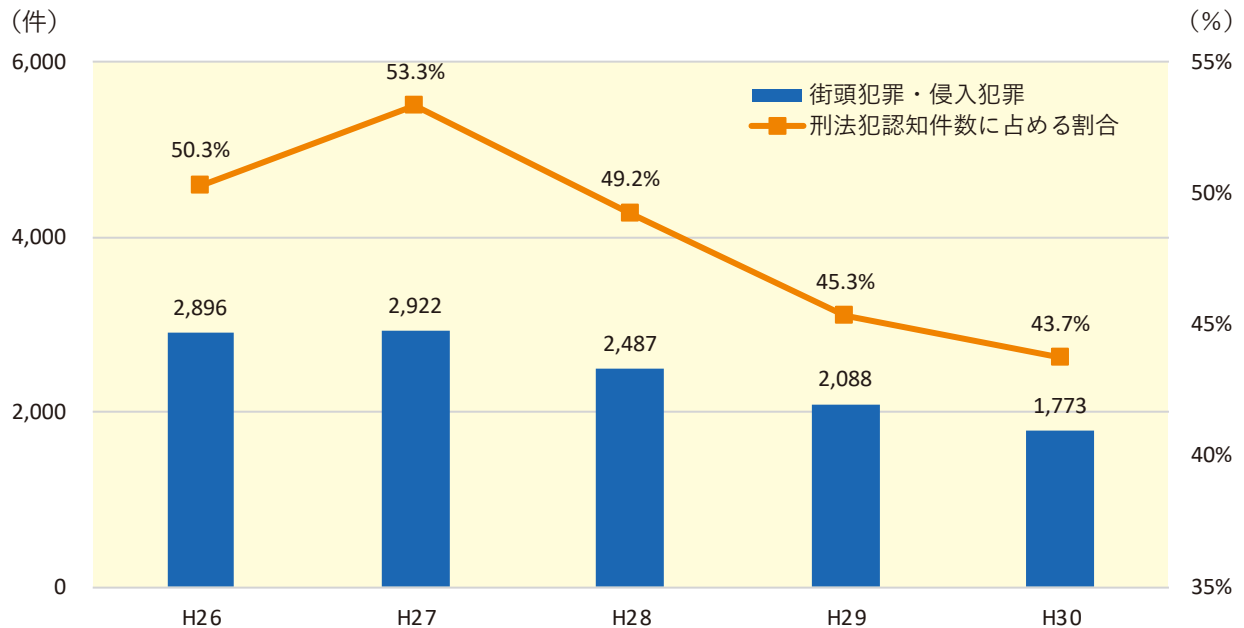
- ・凶悪犯…殺人、強盗、放火、強制性交等
- ・粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝等
- ・窃盗犯…侵入盗（空き巣、忍込み）、乗り物盗、万引き等
- ・知能犯…詐欺、横領、文書偽造、贈収賄等
- ・風俗犯…強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等
- ・その他…器物損壊、住居侵入、略取誘拐等

2 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の推移

全刑法犯の中で、街頭犯罪では、自転車盗、器物損壊、車上ねらいの認知件数が多く、侵入犯罪では空き巣などの侵入窃盗の認知件数が多くなっています。

平成30年の刑法犯認知件数に占める街頭犯罪・侵入犯罪17罪種の割合は約44%であり、依然として高い割合で推移しています。

○青森県の街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の推移



(県警察本部調べ)

○青森県の街頭犯罪・侵入犯罪の構成割合

(単位：件)

罪種	H26	H27	H28	H29	H30	構成比
	1. 自転車盗	1,054	979	702	541	
2. 車上ねらい	351	355	399	377	310	17.5%
3. 器物損壊	646	748	586	519	406	22.9%
4. 自動車盗	24	47	38	24	14	0.8%
5. オートバイ盗	8	35	6	5	3	0.2%
6. 部品ねらい	79	79	82	82	59	3.3%
7. ひったくり	5	1	4	0	1	0.1%
8. 自動販売機ねらい	41	23	17	8	12	0.7%
9. 恐喝	12	6	4	4	6	0.3%
10. 暴行	93	93	106	80	81	4.6%
11. 傷害	45	56	47	42	32	1.8%
12. 非侵入強盗	2	4	2	2	0	0.0%
13. 強制わいせつ	26	15	25	20	10	0.6%
14. 略取誘拐	5	2	4	3	5	0.3%
15. 侵入窃盗	495	465	454	364	298	16.8%
16. 侵入強盗	5	2	6	7	2	0.1%
17. 強制性交等※	5	12	5	10	5	0.3%
合計	2,896	2,922	2,487	2,088	1,773	100%

刑法犯認知件数	5,753	5,486	5,050	4,608	4,060
(うち街頭犯罪及び侵入犯罪の割合)	50.3%	53.3%	49.2%	45.3%	43.7%

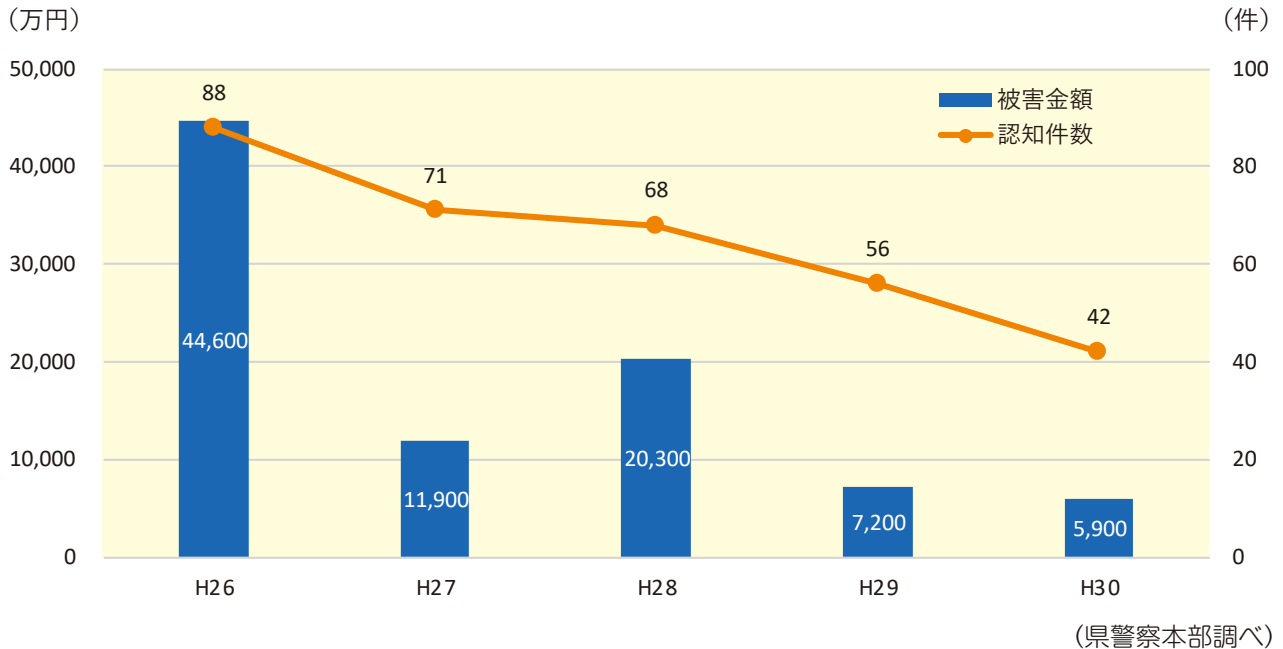
※強制性交等は、平成28年度までは強姦。

(県警察本部調べ)

3 特殊詐欺被害の推移

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺については、近年、認知件数・被害金額ともに減少傾向にあります。年々、手口が悪質、巧妙化しており、幅広い年齢層に被害が及んでいます。

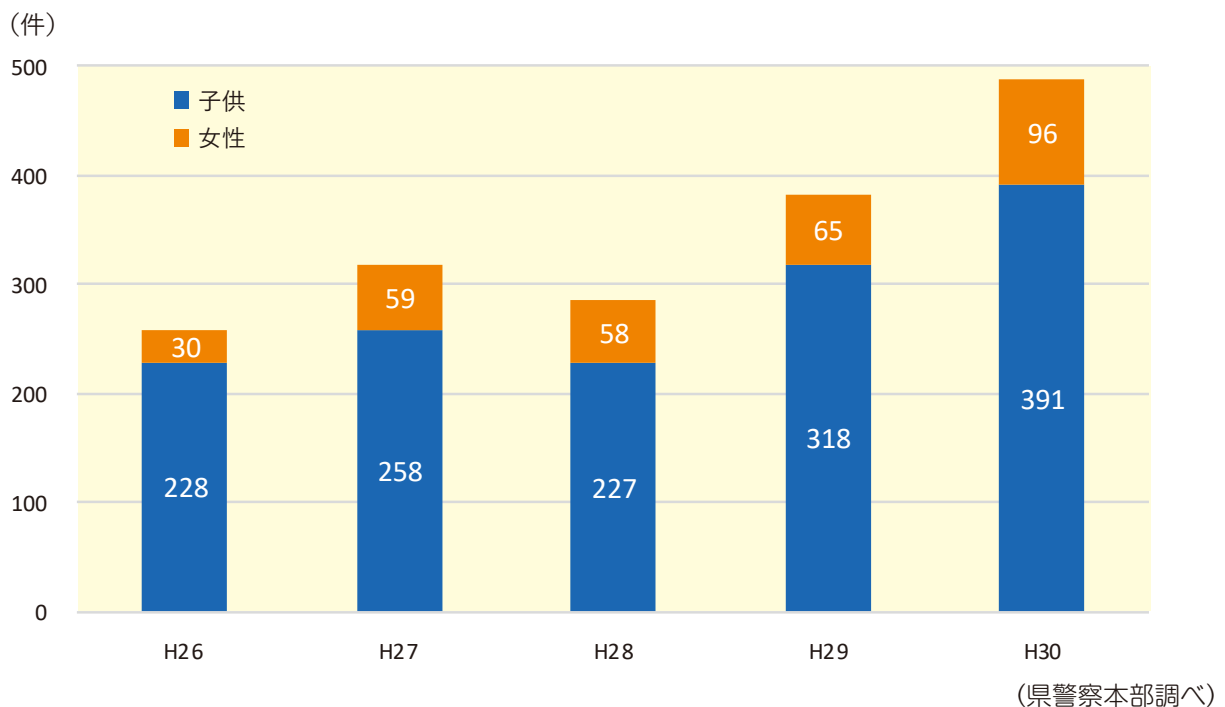
○青森県の特種詐欺被害の推移



4 声かけ事案等の認知件数の推移

子供（18歳以下）や女性（19歳以上）に対する声かけ行為やつきまとい行為などの声かけ事案等の認知件数は、近年、増加傾向にあります。

○青森県の子供及び女性を対象とした声かけ事案等の認知件数の推移



第3 推進計画の目標及び基本的方向性

1 推進計画の目標

2025年の超高齢化時代の到来を見据え、県民が力を合わせ、自らの地域を犯罪や事故などから守る取組が広がり、県民の防犯に対する意識を高めるとともに、行政、警察、県民、事業者などが連携・協働し、県民が一丸となって、犯罪のない安全に安心して暮らしていける社会の実現を目指します。

2 推進計画の基本的方向性

推進計画の目標を達成するため、行政、警察、県民、事業者などがそれぞれの責務を認識しながら、相互に連携・協働し、各種の具体的施策を展開していくうえで、条例第3条に定める基本理念にのっとり、次の3つの事項を基本として取り組んでいきます。

- (1) 犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において自らの安全は自らが守るという意識の高揚が図られること。



犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたひとづくり

- (2) 県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。



犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた地域づくり

- (3) 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること。



犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたネットワークづくり

※各主体の責務

県の責務

県は、安全・安心まちづくりの推進についての基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施します。(条例第4条)

県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、施錠の励行等による日常生活における安全の確保その他の安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう求められています。(条例第5条)

事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員として安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう求められています。(条例第6条)

3 具体的施策

基本的方向性に基づき、犯罪の発生を許さない環境づくりと犯罪が発生しにくい環境づくりに向け、「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画体系図」(P 9) のとおり、9つの分野において、具体的施策を実施していきます。

4 数値目標の設定

推進計画に掲げる施策の進捗状況を把握するため、数値目標を示し、県民にわかりやすいものとします。なお、数値目標は、計画全体の重点的な目標(重点目標)と個別目標に区別して設定します。

(1) 重点目標

○設定の趣旨

本県の刑法犯認知件数は、平成14年の19,202件をピークに、減少傾向にあるものの、県民の身近で発生する街頭犯罪や侵入犯罪の割合が依然として高いほか、特殊詐欺や子ども及び女性に対する声かけ事案などの発生が、県民の不安感を増加させています。

県民が安全で安心して暮らせる青森県づくりを目指すためには、犯罪を未然に防止し、県民の不安感を減少させることが喫緊の課題となっており、推進計画全体の重点的な数値目標として、街頭犯罪・侵入犯罪を含めた全ての“刑法犯認知件数”の抑止を設定します。

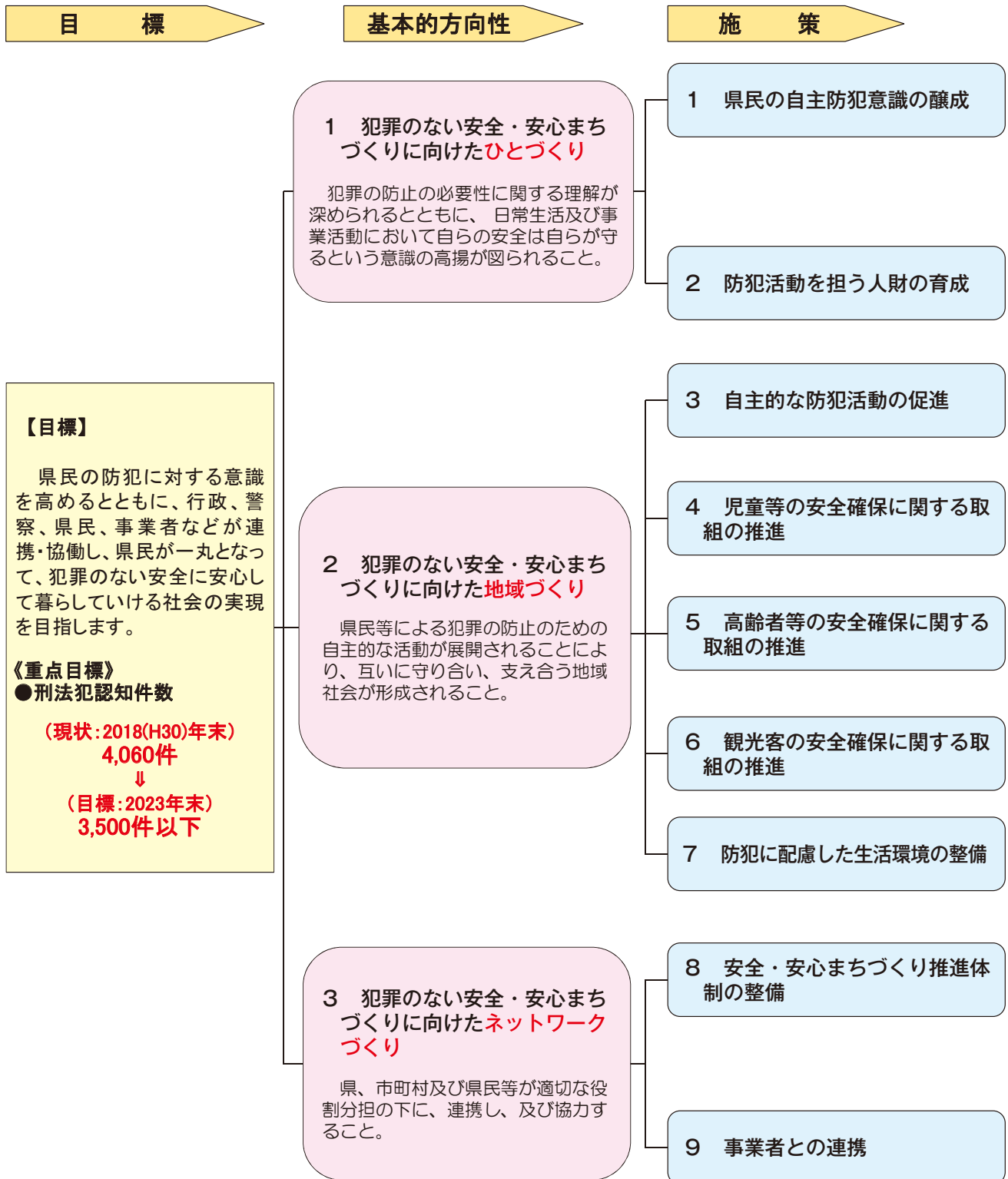
番号	項目	現況	2023年度	担当課
1	刑法犯認知件数	4,060件 (2018(平成30)年末)	3,500件以下 (2023年末)	生活安全企画課



(2) 個別目標

番号	項目	現況	2023年度	担当課
1	消費生活センターの認知度	65.6% (2017(平成29)年度)	80.0% (2023年度)	県民生活文化課
2	自主防犯活動団体数	361団体 (2018(平成30)年末)	370団体 (2023年末)	県民生活文化課 生活安全企画課
3	青色回転灯防犯車	298台 (2018(平成30)年末)	300台 (2023年末)	生活安全企画課
4	地域の大人に挨拶をする 小・中・高校生の割合	77.6% (2016(平成28)年度)	85.0% (2023年度)	青少年・男女 共同参画課
5	地域の大人から挨拶されている 小・中・高校生の割合	69.9% (2016(平成28)年度)	80.0% (2023年度)	青少年・男女 共同参画課
6	小学校における地域安全マップの 作成率	88.2% (2017(平成29)年度)	100% (2023年度)	スポーツ健康課 生活安全企画課
7	小学校における防犯教室等の生活 安全に関する教育(教科を除く。)の 実施割合	91.7% (2017(平成29)年度)	100% (2023年度)	スポーツ健康課 生活安全企画課
8	防犯カメラの設置箇所数	2,689箇所 (2018(平成30)年末)	3,000箇所 (2023年末)	県民生活文化課 生活安全企画課
9	県管理道路の通学路歩道設置率	43.2% (2017(平成29)年度)	46.0% (2023年度)	道 路 課

青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画体系図



第4 主な取組事項

基本的方向性1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたひとづくり

施策1 県民の自主防犯意識の醸成

(1) 趣旨

本県における刑法犯認知件数の中で、自転車盗、車上ねらいなどの街頭犯罪が高い割合を占める状況が続いていますが、加えて、近年は、電子マネーや収納代行サービスを悪用した新しい手口による特殊詐欺被害の拡大などが社会問題化しています。これらの犯罪については、一人ひとりの防犯意識を向上させることで未然に防止できるケースが多いと考えられます。

このため、県民一人ひとりが、自らの安全は自らが守るという意識を高めることが重要です。

県では、防犯への取組の必要性が広く県民に理解されるよう、県の広報媒体等により、積極的かつ効果的な広報・啓発活動を行います。

また、県民に対する防犯教育等を推進し、自主防犯意識の醸成を図ります。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
1 県民の自主防犯意識の醸成	1) 県民への意識の啓発	①県の広報媒体等を通じたの広報・啓発の推進
		②旬間等における効果的な防犯キャンペーンの実施
		③防犯に係るシンボルマークや標語の活用・推奨
	2) 犯罪の発生状況や防犯対策等の情報提供	①県警ホームページや広報紙を利用した情報提供等
		②迅速な情報提供
	3) 防犯教育等の推進	①学校等における防犯教育の推進
		②地域住民等を対象とした防犯講話等の推進
		③インターネット利用に関する防犯意識啓発
		④事業者に対する防犯教育の推進
	4) 消費者啓発・教育の推進	①消費生活講座等の開催
		②消費生活情報誌の発行
		③消費生活センターホームページを活用した情報提供
		④ライフステージや場の特性に応じた消費者教育の推進

[シンボルマーク]



標 語

- 最優秀作品
結び合う 地域のきずな 守るまち
- 高校生・一般部門優秀作品
あいさつは 地域の安全 守る声
- 中学生部門優秀作品
犯罪から 守るみんなの まちづくり
- 小学生部門優秀作品
手をつなぎ あんぜん あんしん あおもりけん

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 県民への意識の啓発	<p>①県の広報媒体等を通じたの広報・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページ、県民だより、ラジオ番組等の多様な広報媒体により、防犯への取組の必要性が広く県民に理解されるよう、積極的な情報提供を行います。 <p>②旬間等における効果的な防犯キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春及び秋の「安全・安心まちづくり旬間」においては、効果的な防犯のためのキャンペーン事業を展開します。 □春の旬間（4月21日から30日） □秋の旬間（10月11日から20日） <p>③防犯に係るシンボルマークや標語の活用・推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民から募集したシンボルマーク及び標語（※1）を、県内の防犯活動の統一的シンボルとして、その使用を推奨していきます。 	<p>県民生活文化課</p> <p>スポーツ健康課</p> <p>生活安全企画課</p>
2) 犯罪の発生状況や防犯対策等の情報提供	<p>①県警ホームページや広報紙を利用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の発生状況や防犯対策等の情報を、多くの人が知ることができるよう、警察本部のホームページや広報紙を通じ提供します。なお、犯罪の発生状況等の情報提供は、GIS（地理情報システム）等により、情報を適時・的確に提供します。 <p>【警察本部のホームページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> □前兆事案発生マップ □前兆事案情報 <p>②迅速な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に子ども・女性の安全確保の観点から、迅速な情報を提供します。 □青森県警察メールマガジン「青い森のセーフティネット」（※2） 	<p>スポーツ健康課</p> <p>生活安全企画課</p>

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
3) 防犯教育等の推進	<p>①学校等における防犯教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等における授業及び防犯教室や防犯避難訓練等を通じ、犯罪被害防止のための危険予測・危険回避能力を育成します。実施の際は、児童等自らが、興味・関心をもって、積極的に取り組める内容とします。 <p>②地域住民等を対象とした防犯講話等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺や住宅対象侵入窃盗など、県民の身近で起こり得る犯罪に対する防犯意識を醸成するため、防犯講話や街頭での広報活動等を行い、地域住民等の犯罪に対する抵抗力の向上を図ります。 <p>③インターネット利用に関する防犯意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティや規範意識の向上とともに機運醸成を図るため、年齢別（児童・生徒・一般など）のイベント開催や講話、広報等により、積極的に意識啓発を行います。 <p>④事業者に対する防犯教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯訓練等の自主防犯対策が推進されるよう、事業者に対する意識啓発や犯罪の発生状況等の情報提供を行います。 	<p>青少年・男女 共同参画課</p> <p>学校教育課</p> <p>スポーツ健康課</p> <p>生活安全企画課</p> <p>少年課</p> <p>保安課</p>
4) 消費者啓発・教育の推進	<p>①消費生活講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者が、消費生活における必要な知識と判断力を習得し、主体的に行動できるよう、消費生活派遣講座（市町村、学校、公民館、社会福祉協議会、消費者団体等へ出向いての講義）や消費生活大学講座（消費生活に関する知識を学習する連続講座）を開催するほか、市町村や関係団体等に消費生活・金融知識に関する講座の開催を働きかけます。 <p>②消費生活情報誌の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブルの未然防止のための啓発や消費生活に関する情報を掲載した消費生活情報誌「消費者情報あおり」を発行します。 <p>③消費生活センターホームページを活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する講座や行事等の情報を提供するとともに、消費者被害の拡大防止と注意喚起のため、最新の消費生活相談事例、悪質商法等の緊急情報等を提供します。 <p>④ライフステージや場の特性に応じた消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等と連携し、子どもから若者までの各段階に応じた消費生活の知識の習得と実践的な能力の育成に資する事業や子育て世代、高齢者など幅広い年代への啓発活動を実施するとともに、県内の事業所等に県から消費生活情報を提供し、職場を通じた意識啓発を行います。 	<p>県民生活文化課</p> <p>学校教育課</p> <p>生涯学習課</p>

(4) 数値目標

番号	項目	現況	2023年度	担当課
1	消費生活センターの認知度	65.6% (2017(平成29)年度)	80.0% (2023年度)	県民生活文化課

【用語の説明】

※1 シンボルマーク及び標語（県のホームページから検索）

犯罪のない安全・安心まちづくりシンボルマークと標語は、自主防犯活動を行う皆さん方の一体感、連帯感を醸成するため、県が一般の方から募集し選考したもので、県の安全・安心まちづくりのページにその活用方法や活用事例を紹介しています。

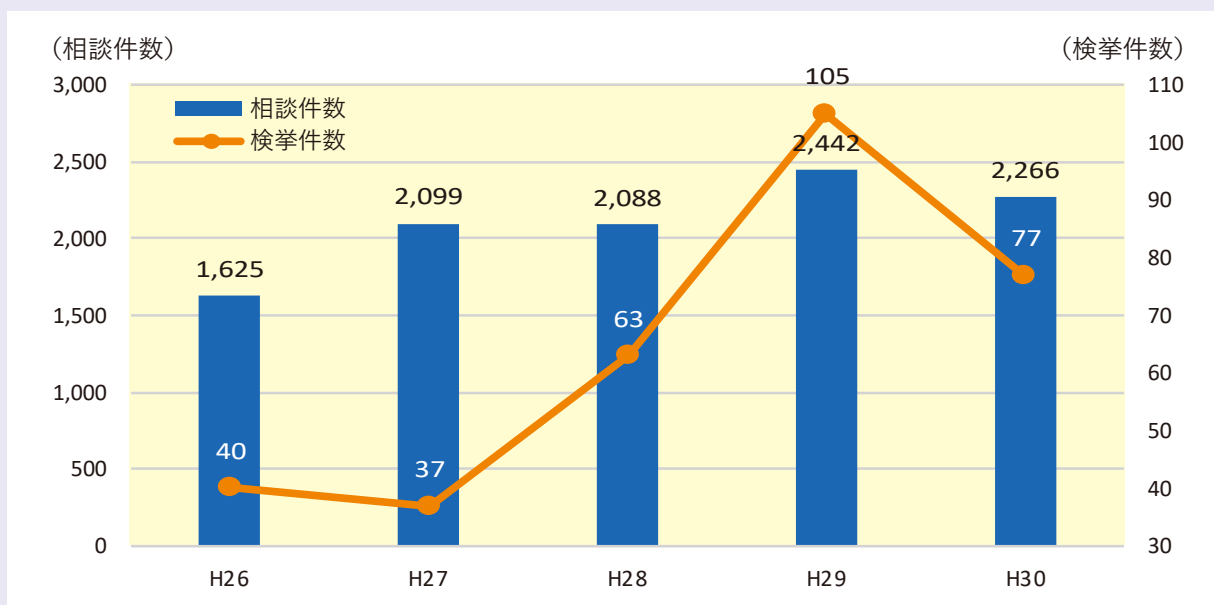
※2 青森県警察メールマガジン「青い森のセーフティネット」

メールアドレスを登録していただいた方に、県内で発生した声かけ事案、重要事件・事故等の発生状況を警察本部からメールでお知らせするシステムです。

【サイバー犯罪の検挙件数と相談件数の推移】

サイバー空間の匿名性・広域性を利用したサイバー犯罪に関する相談の受理件数は増加傾向にあり、その手口・態様は悪質、巧妙化しています。

○青森県のサイバー犯罪の検挙件数と相談件数の推移



(県警察本部調べ)

※ サイバー犯罪とは、主にコンピューターネットワーク上で行われる犯罪の総称のことで、ネット犯罪とも称され、

- ・プロバイダのホームページを改ざん・消去
 - ・ホームページ上でわいせつ画像を掲載したり、掲示板で覚醒剤や禁止薬物を販売
 - ・他人のIDやパスワード等を入力して不正アクセス
- 等があります。

基本的方向性1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたひとづくり

施策2 防犯活動を担う人財の育成

(1) 趣旨

犯罪の減少を図るため、個人による防犯対策はもちろんのこと、地域や事業所ぐるみによる対応が必要です。

このため、地域の多様な主体による自主的な防犯活動の推進に向け、地域、会社、事業所、学校等における自主防犯活動の中心となる人財を育成し、支援します。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
2 防犯活動を担う人財の育成	1) 自主防犯活動を担う人財の育成	①学校等における防犯指導者の資質の向上
		②事業所等における防犯責任者の設置促進及び資質の向上
		③安全・安心地域活動ハンドブック等の活用

自主防犯活動団体事例：かかしの里安全活動隊（鱈ヶ沢町）



- メンバーは約60名
- 青色回転灯防犯車によるパトロールや農作物盗難防止活動
- 大型看板設置による広報啓発活動
- 高齢者宅の巡回や除雪作業

“きばらずに、まずはできることから”を合言葉に、活動隊自らが活動計画を策定し、地域に根ざした自主防犯活動を展開しています。

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 自主防犯活動を担う 人財の育成	①学校等における防犯指導者の資質の向上 ・学校における防犯指導及び防犯教室（訓練）等において、より具体的・実践的な活動が行われるよう、研修会等を実施して教職員の資質の向上を図ります。	スポーツ健康課 生活安全企画課
	②事業所等における防犯責任者の設置促進及び資質の向上 ・会社、事業所等における防犯責任者の配置を促進し、情報提供等により資質向上を図ります。	県民生活文化課
	③安全・安心地域活動ハンドブック等の活用 ・安全・安心に係る地域活動における対応マニュアルなどをまとめた安全・安心地域活動ハンドブックや防犯パトロールガイドブック、防犯指針（※1）を県のホームページに掲載し、活用を図ります。	生活安全企画課

【用語の説明】

※1 防犯指針（県が定める4つのガイドライン）

- ①「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」
- ②「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」
- ③「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」
- ④「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」

施策3 自主的な防犯活動の促進

(1) 趣旨

人口減少社会の進展に伴い地域コミュニティの希薄化が進行する中で犯罪のない安全・安心まちづくりを推進していくためには、自主防犯活動団体をはじめ、NPOや民間事業者、町内会・自治会等の地縁組織など、地域の多様な主体が連携・協働して、自主的・自律的に防犯活動に取り組んでいくことが重要です。

このため、県民等に対する防犯意識の醸成や社会貢献活動への参加促進を図っていくほか、自主防犯活動団体等の活動の活性化を図っていきます。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
3 自主的な防犯活動の促進	1) 県民等に対する防犯意識の醸成	①各種の情報提供による意識啓発
		②ボランティア団体等の取組事例の紹介
	2) 社会参加活動の促進	①社会参加活動への支援
		②NPOへの支援
		③ボランティアやNPOとの連携
	3) 自主防犯活動団体への支援	①団体の結成促進等
		②自主防犯パトロール活動への支援
		③自主防犯活動の活性化に向けた支援
	4) 地域コミュニティの持続的維持と活性化	①地域の多様な主体の交流の推進
		②見守り運動の推進

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 県民等に対する防犯意識の醸成	<p>①各種の情報提供による意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民等に対し、自主防犯意識や「地域の安全は自分たちで守る」という地域防犯意識を醸成するため、出前トークや広報等を通じ、積極的な意識啓発を行います。 <p>②ボランティア団体等の取組事例の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに、各地域で活動している自主防犯団体の取組事例（ノウハウ）を紹介するなど、地域の防犯活動に役立つ情報を提供します。 	<p>県民生活文化課</p> <p>生活安全企画課</p>
2) 社会参加活動の促進	<p>①社会参加活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に興味を持っている人々が、気軽に地域活動へ参加できるよう、NPOに関する情報発信や活動機会の提供など、必要な支援を行います。 <p>②NPOへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組事例などの情報提供等により、防犯活動等を行っているNPOを支援します。 <p>③ボランティアやNPOとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会やPTA等が行う活動を活性化させるため、豊富なノウハウを有するボランティアやNPOとの連携を図ります。 	<p>県民生活文化課</p> <p>生活安全企画課</p>
3) 自主防犯活動団体への支援	<p>①団体の結成促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における防犯講話の開催などにより、自主防犯組織の結成やその活動を支援します。 ・地域活動団体等による、子どもや高齢者等に対する見守り活動等の促進を図ります。 <p>②自主防犯パトロール活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における自主防犯パトロール活動を活性化するため、青色回転灯を車両に装備して行うパトロールの促進と適正な運用を支援します。 ・地域における農産物等の盗難被害を未然に防止するため、農家などによるパトロール活動等を支援します。 <p>③自主防犯活動の活性化に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯力を高めるための防犯理論や自主防犯活動の事例などを掲載した地域防犯力強化のための手引書を県のホームページに掲載し、活用を図ります。 ・防犯活動のノウハウや心構えなどを掲載した防犯パトロールガイドブックを県のホームページに掲載し、活用を図ります。 	<p>県民生活文化課</p> <p>農林水産政策課</p> <p>生活安全企画課</p> <p>地 域 課</p>

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
4) 地域コミュニティの持続的維持と活性化	<p>①地域の多様な主体の交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における良好なコミュニティ構築のため、自主防犯パトロール等の各種活動への参画を促進して、地域の多様な主体の交流を推進します。 <p>②見守り運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“命を大切にすることを育む県民運動”（※1）の一環として、子どもたちに命を大切にすることが育まれるような地域づくりを目指し、大人と子どもがお互いに声をかけあう「声かけ活動」を県内全域で展開します。 ・声かけに当たっての留意事項を記載したマニュアルの周知を図ります。 ・安全・安心まちづくりを推進するうえで、上記の県民運動の推進母体である「命を大切にすることを育む県民運動推進会議」と連携して、子どもの安全確保について効果的な施策を展開していきます。 	<p>県民生活文化課</p> <p>青少年・男女共同参画課</p> <p>生活安全企画課</p>

番号	項目	現況	2023年度	担当課
2	自主防犯活動団体数	361団体 (2018(平成30)年末)	370団体 (2023年末)	県民生活文化課 生活安全企画課
3	青色回転灯防犯車	298台 (2018(平成30)年末)	300台 (2023年末)	生活安全企画課
4	地域の大人に挨拶をする 小・中・高校生の割合	77.6% (2016(平成28)年度)	85.0% (2023年度)	青少年・男女共同参画課
5	地域の大人から挨拶されている 小・中・高校生の割合	69.9% (2016(平成28)年度)	80.0% (2023年度)	青少年・男女共同参画課

【青色回転灯防犯車による防犯活動】

防犯パトロールを行う様々なボランティア団体等が、自動車に青色回転灯を装着して、目に見える「犯罪抑止」活動を行っています。



【用語の説明】

※1 命を大切にすることを育む県民運動

次代を担う子どもたちが、命を大切に、他人への思いやりを持ち、たくましく生きていこう、「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」をキャッチフレーズに、県民総ぐるみで推進していく運動です。

施策4 児童等の安全確保に関する取組の推進

(1) 趣旨

学校等（※1）及び通園・通学路等における児童等の安全を確保するため、学校等、保護者、地域住民、警察署、民間団体などと連携・協力し、学校等の安全体制の整備や安全教育の充実、通園・通学路等の環境整備などの取組を促進します。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
4 児童等の安全確保に関する取組の推進	1) 学校等の安全体制の構築	①防犯指針の周知
		②学校安全計画の整備
		③学校での危険等発生時対処要領の整備
		④防犯指針等に沿った安全対策の充実・強化
		⑤学校安全委員会の活動の促進
	2) 学校安全ボランティアの組織化の拡大等	①学校安全ボランティアの組織化及び活動の促進
		②学校安全委員会と学校安全ボランティアとの連携
		③「110番の家」及び「110番の車」の周知・支援
	3) 安全教育の推進	①地域安全マップの作成促進
		②防犯教室（訓練）の促進
		③「少年非行防止JUMPチーム」及び「少年非行防止リトルJUMPチーム」の活動促進
		④合同サポートチーム「STEPS」による活動促進
	4) 警察との連携	①警察によるパトロール活動の強化

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 学校等の安全体制の構築	<p>①防犯指針の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童等の安全を確保するために必要な方策等を示した、下記の防犯指針を県のホームページに掲載し、周知を図ります。 □「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」(P42) □「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」(P44) <p>②学校安全計画の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校において必要とされる、安全に関する具体的な内容を取り入れた「学校安全計画」を毎年度見直して内容の充実を図ります。 <p>③学校での危険等発生時対処要領の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪等の危険等発生時に備えるため、「危険等発生時対処要領」が各学校等の実態に応じた実効性のあるマニュアルとなるよう毎年度見直して内容の充実を図ります。 <p>④防犯指針等に沿った安全対策の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」及び「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」等に基づき、学校や通学路等の児童等の安全対策の充実・強化を図ります。 <p>⑤学校安全委員会の活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全委員会(※2)の活動を促進し、地域ぐるみで児童等の安全対策について協議します。 	<p>県民生活文化課</p> <p>スポーツ健康課</p> <p>生活安全企画課</p>
2) 学校安全ボランティアの組織化の拡大等	<p>①学校安全ボランティアの組織化及び活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校時のパトロール等を実施している学校安全ボランティア(スクールガード)(※3)の充実を図ります。 <p>②学校安全委員会と学校安全ボランティアとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全委員会は、学校安全ボランティアと連携を密にして情報の共有化を図るなど、学校安全体制の強化を図ります。 <p>③「110番の家」及び「110番の車」の周知・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童、保護者等に「子ども・女性110番の家・車」の所在・役割等について周知を図るとともに、随時必要な情報提供を行うなど活動を支援します。 	<p>生涯学習課</p> <p>スポーツ健康課</p> <p>スポーツ健康課</p> <p>生活安全企画課</p>

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
3) 安全教育の推進	①地域安全マップの作成促進 ・児童等が、犯罪の発生しそうな場所等を自ら歩いて調査し、地図に書き込むことで、危険予測能力、危険回避能力が身に付き、犯罪から自分の身を守る能力を高めることができる地域安全マップの作成を民間団体等の取組とも連携の上、促進します。	スポーツ健康課 生活安全企画課
	②防犯教室（訓練）の促進 ・児童等が、自分の身を守る方法等を体験できる防犯教室（訓練）の開催を促進します。	スポーツ健康課 生活安全企画課 地域課
	③「少年非行防止JUMPチーム」及び「少年非行防止リトルJUMPチーム」の活動促進 ・少年自身が犯罪被害防止や非行防止を呼びかける中・高生による「JUMPチーム」と小学生による「リトルJUMPチーム」（※4）の縦の連携を図るなど、地域による活動を促進します。 ④合同サポートチーム「STEPS」による活動促進 ・教育庁と県警本部、各警察署で結成する合同サポートチーム「STEPS」（※5）が、学校・団体等に赴き、啓発・指導、講話等を行い、少年非行防止や犯罪被害防止の取組を推進します。	学校教育課 少年課
4) 警察との連携	①警察によるパトロール活動の強化 ・前兆事案等不審者情報の分析等により、管轄する警察署、交番、駐在所によるパトロール活動を強化するとともに、学校安全ボランティア等と連携して児童等の安全確保を図ります。	生活安全企画課 地域課

(4) 数値目標

番号	項目	現況	2023年度	担当課
6	小学校における地域安全マップの作成率	88.2% (2017(平成29)年度)	100% (2023年度)	スポーツ健康課 生活安全企画課
7	小学校における防犯教室等の生活安全に関する教育（教科を除く。）の実施割合	91.7% (2017(平成29)年度)	100% (2023年度)	スポーツ健康課 生活安全企画課

【用語の説明】

※1 学校等

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び専修学校の高等課程並びに認定こども園、保育所、児童厚生施設である児童館、児童センター等の児童福祉施設をいいます。

※2 学校安全委員会

学校運営組織に位置づけ、学校安全の充実を図るため、家庭や地域社会と連携し、児童生徒の安全に関する諸問題について協議する組織です。(組織の構成例：学校関係者、市町村教育委員会、警察や消防等の関係機関、PTA、町内会、地区防犯協会等)

※3 学校安全ボランティア

校区内の学校と連携して、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区内を巡回するなど、ボランティア(スクールガード)による組織です。(組織の構成例：校区内PTA、町内会、地区防犯協会、青少年団の関係者等のボランティア)

※4 「少年非行防止JUMPチーム」及び「少年非行防止リトルJUMPチーム」

少年非行の一つの要因となっていると思われる少年自身の「規範意識の低下」を防ぐため、中学生・高校生自らが、お互いに非行防止や自転車盗難防止のためのツーロック運動などを呼びかけ、それらの活動を通じ、学校の仲間、さらには地域の方々も一緒になって、県内全体に非行防止の輪が広がることを目的に平成11年から結成されています。

また、平成23年からは、低年齢少年の非行防止対策として、小学生による「少年非行防止リトルJUMPチーム」を結成し、あいさつ運動などを通じて規範意識の向上に努めています。

※5 合同サポートチーム「STEPS」

教育庁と警察本部・各警察署が、少年非行に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチームを編成しています。

【参考事例】

県警察本部では、県教育委員会と連携して、小学校の児童が学校周辺を歩いて、犯罪が起こりやすそうな場所や、有事の際に逃げ込む「子ども・女性110番の家」などを写真に撮りながら確認し、その後、地域に点在する危険箇所を再確認する「地域安全マップ」を作製する取組を行っています。

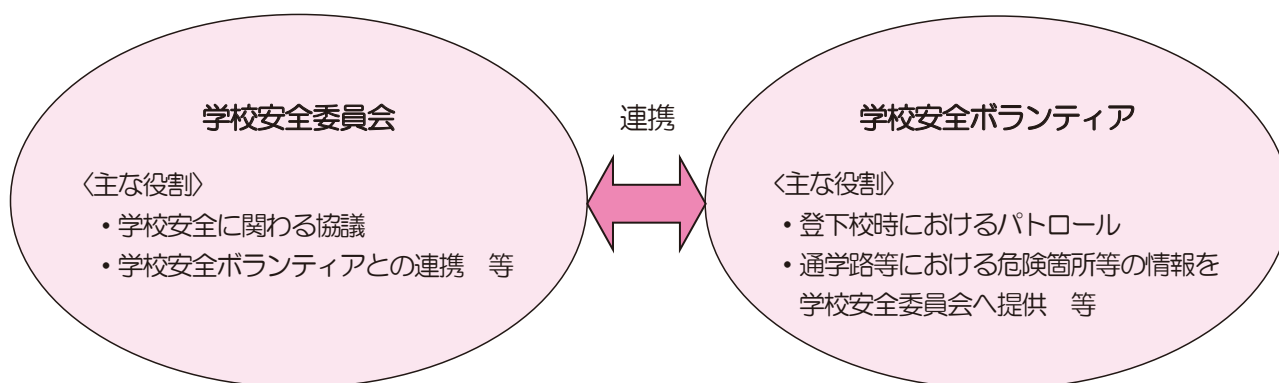


作成 八戸市立西白山台小学校

子ども・女性110番の家、子ども・女性110番の車

子ども・女性 110番の家	<p>不審者からの声かけがあったときや連れ去られそうになったときなど、家庭や警察に緊急の連絡が必要なときに、子どもが避難し、駆け込むことができる場所です。</p> <p>通学路を中心に、一般家庭や事業所などが自主的に組織しており、「子ども・女性110番の家」等と表示しています。</p>
子ども・女性 110番の車	<p>自治体、事業所、PTAなどがそれぞれの車両を使用し、「子ども・女性110番の車」などのステッカーを車体に貼って走行して、子どもの安全の見守りや緊急な避難が必要な場合の一時的な保護などを役割としています。</p>

学校安全委員会と学校ボランティアの役割



小学校での不審者対応訓練（佐井村立佐井小学校）

施策5 高齢者等の安全確保に関する取組の推進

(1) 趣旨

犯罪被害に遭わないためには、基本的には「自らの安全は自らが守る」ということが重要ですが、児童等と同様に、高齢者等（ここでは高齢者、障害者を想定しています。）は犯罪の対象となりやすく、防犯活動の展開に当たっては、高齢者等の安全を確保するための特別の配慮が必要です。

(2) 施策の展開

施 策	具 体 的 施 策	具体的施策の内容（取組）
5 高齢者等の安全確保に関する取組の推進	1) 地域コミュニティの持続的維持と活性化	①高齢者の社会参加活動の促進
		②高齢者が生涯現役で活躍できる社会づくりの推進
		③関係者への情報提供
	2) 高齢者等への見守り活動の推進	①友愛訪問活動の促進
		②徘徊事案等への対応
		③関係機関による特殊詐欺防止活動の推進
	④高齢者等の防犯指導及び巡回援助活動の推進	
	⑤特殊詐欺等への対応	

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 地域コミュニティの持続的維持と活性化	<p>①高齢者の社会参加活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主的な活動組織である老人クラブへの加入促進を図ることにより、高齢者の社会参加活動を活発化するとともに、世代間の交流・連携やつながりを深めます。 <p>②高齢者が生涯現役で活躍できる社会づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のスポーツ、健康づくりをはじめとした地域活動を推進する事業や、仲間づくりを支援する事業を実施することにより、高齢者が人とのつながりを深めるとともに、生涯にわたり生きがいを持って生活することのできる社会づくりを進めます。 	高齡福祉保険課
	<p>③関係者への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、地域住民、事業者等が一体となって、高齢者等を地域で支え合う活動が促進されるよう、必要な情報を提供します。 	県民生活文化課 生活安全企画課
2) 高齢者等への見守り活動の推進	<p>①友愛訪問活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの会員が、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問するなど、高齢者相互支援活動を推進するための取組（指導者育成等）を通じて、地域の支え合い体制の構築を支援し、高齢者の安全確保を図ります。 	高齡福祉保険課
	<p>②徘徊事案等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の徘徊事案について、地域の関係機関（警察署等）、事業者（タクシー会社）等が協力して、発見・保護するシステムの活用を図ります。（「シルバーSOSネットワーク」の活用） ・聴覚等障害者からの事件・事故等の緊急通報をファックスやメールで受信し、これら通報に迅速、的確に対応することにより、障害者が安心して生活できる環境をつくります。（ファックス・メール110番の運用促進） 	生活安全企画課 通信指令課
	<p>③関係機関による特殊詐欺防止活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体等と連携し、県内の大型商業施設等において啓発資材やリーフレット等を配布する特殊詐欺被害防止キャンペーンを実施するほか、高齢者が訪れる金融機関や調剤薬局等に啓発ポスターを掲出し、被害の未然防止を図ります。 ・特殊詐欺被害を防止するため、金融機関、コンビニエンスストア、宅配業者等と連携し、送金前の声かけと被害防止の広報により未然防止を図ります。 	県民生活文化課 生活安全企画課

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
	<p>④高年齢者等の防犯指導及び巡回援助活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会や老人クラブ等に出向き、被害事例をわかりやすい寸劇にした消費生活派遣講座を実施するなど、高年齢者等の消費者被害防止に向け、その特性に応じたきめ細かな広報啓発活動を推進します。 ・ 市町村や関係機関との連携により、高年齢者世帯を訪問し、直接声がけして消費者被害防止の注意喚起と啓発を行う活動を促進します。 ・ 特殊詐欺を始めとした各種犯罪被害防止について、老人クラブ、福祉施設等に赴き、高年齢者の心に響く分かりやすい広報活動を推進します。 ・ 一人暮らしの高年齢者世帯等を警察官が巡回し、犯罪の発生状況や防犯対策について情報提供するとともに、助言・援助する活動を促進します。 	<p>県民生活文化課 生活安全企画課 地域課</p>
	<p>⑤特殊詐欺等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高年齢者に対し、特殊詐欺や悪質商法をはじめとした消費者被害防止のための啓発活動を実施するとともに、県及び市の消費生活センターや消費者ホットライン（188番）の周知を図ります。 ・ 社会福祉協議会や町内会等の依頼を受けて実施する消費生活派遣講座等において、振り込め詐欺等の手口を紹介し、周囲の高年齢者等に対する周知や見守り活動を呼びかけます。 ・ 消費者トラブルの未然防止を図るため、地域見守り活動を行っていただく方を消費生活サポーターとして登録し、その活動に資するための研修会を開催するほか、市町村における地域見守り活動の取組を支援します。 	<p>県民生活文化課</p>

【特殊詐欺の被害防止に向けた啓発】

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害防止に向け、県と県警察本部が連携して啓発活動を実施しています。



(左)青森県消費生活センターマスコットキャラクター テルミちゃん
(右)青森県警察特殊詐欺防止キャラクター サギかもくん

施策6 観光客の安全確保に関する取組の推進

(1) 趣旨

県では、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、国内外からの観光客誘致に取り組んでいますが、観光客の安全を確保するためには、警察活動のみならず、行政と観光業界等が連携して、防犯に係る対策を強化することが重要です。

(2) 施策の展開

施 策	具 体 的 施 策	具体的施策の内容（取組）
6 観光客の安全確保に関する取組の推進	1) 観光及び交通事業者等との連携	①観光及び交通事業者等への情報提供
		②観光客への注意喚起
		③防犯活動への取組の呼びかけ
	2) 警察との連携	①警察によるパトロール活動の強化

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 観光及び交通事業者等との連携	<p>①観光及び交通事業者等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光及び交通事業者等による自主的な防犯対策がとられるよう、観光客が遭遇する恐れのある犯罪等について、発生状況や防犯対策等の情報を提供します。 <p>②観光客への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設や観光施設等における犯罪の未然防止対策として必要が認められる場合には、観光客へ被害防止の注意を喚起する文書等の配布を施設の管理者等へ働きかけます。 ・観光客等の訪日外国人に対し、リーフレットを配布し、自主防犯意識（施錠、貴重品の携帯等）の高揚を図ります。 <p>③防犯活動への取組の呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯活動の重要性の観点から、旅館・ホテル業者が自主的に実施する研修事業等の中に、防犯教育を取り込むよう働きかけます。 ・他の事業者と同様に、事業所における防犯責任者の設置とともに、施設の実情に応じた防犯マニュアルの作成等を働きかけます。 ・観光客に安心感を与えるため“おもてなしの心”をもって接客するよう働きかけます。 	<p>県民生活文化課</p> <p>観光企画課</p> <p>生活安全企画課</p>
2) 警察との連携	<p>①警察によるパトロール活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の発生状況に応じ、観光地を管轄する警察署、交番、駐在所によるパトロール活動を強化し、必要な指導を実施します。 	<p>生活安全企画課</p> <p>地域課</p>

施策7 防犯に配慮した生活環境の整備

(1) 趣旨

公園、道路、駐車場等は、不特定多数の人々が利用することから、犯罪の発生件数が多く、かつ、犯罪を誘発する要素が多いスペースです。また、深夜営業のコンビニエンスストア等の店舗や、自動車、自転車、自動販売機などについては窃盗の対象となりやすく、防犯対策の強化が求められています。

犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するためには、地域における自主的な防犯活動の促進とともに、防犯に配慮した環境づくりが重要であることから、防犯指針を踏まえた施設や設備などの環境整備を促進します。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
7 防犯に配慮した生活環境の整備	1) 住宅の防犯性の向上	①防犯指針の周知
		②防犯に配慮した住宅の整備
	2) 道路等の防犯性の向上	①防犯指針の周知
		②防犯に配慮した道路や通学路及び公園等の整備
		③街路灯の整備促進
	3) 店舗における防犯対策の強化	①関係団体等に対する情報提供や技術的助言
		②防犯対策の強化
	4) 盗難の防止に配慮した自動車や自転車等の普及	①関係団体等に対する情報提供や技術的助言
		②盗難の防止に配慮した自動車や自転車等の普及
	5) 防犯カメラの設置拡充	①関係団体等に対する情報提供や技術的助言
②街頭における防犯カメラの設置拡充		

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 住宅の防犯性の向上	<p>①防犯指針の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯性の高い住宅が普及するよう、犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備等に関する基準等を示した、下記防犯指針の周知を図ります。 □「犯罪の防止に配慮した住宅等の構造、整備等に関する指針」(P46) <p>②防犯に配慮した住宅の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅等の整備及び管理に当たっては、防犯に配慮した構造、設備等を活用して効率的、効果的な対策を図ります。 ・市町村の公営住宅等の整備については、防犯機能の向上が図られるよう、事業主体に対して啓発指導します。 	<p>県民生活文化課 整備企画課 建築住宅課 生活安全企画課</p>
2) 道路等の防犯性の向上	<p>①防犯指針の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯性の高い道路等（公園、自動車駐車場及び自転車駐車場を含む。）が普及するよう、犯罪の防止に配慮した道路等の構造及び設備等に関する基準等を示した、下記防犯指針の周知を図ります。 □「防犯の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」(P54) <p>②防犯に配慮した道路や通学路及び公園等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童等の通学時における安全を確保するため、防犯に配慮した通学路の整備を促進します。 ・歩行者の安全を確保するため、歩車道分離施設の整備等により、防犯機能の向上を図ります。 ・児童等の安全に配慮した都市公園の整備を促進します。 ・土地区画整理事業区域内の街路灯の適正配置や歩車道分離施設の整備等により、防犯機能の向上が図れるよう、事業主体に対して啓発指導します。 <p>③街路灯の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路灯の適正配置により、防犯機能の向上を図ります。 	<p>県民生活文化課 整備企画課 道路課 都市計画課 生活安全企画課 整備企画課 道路課 都市計画課</p>

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
3) 店舗における防犯対策の強化	<p>①関係団体等に対する情報提供や技術的助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署等関係機関・団体を通じ、防犯のために必要な情報の提供や助言を行います。 <p>②防犯対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関や深夜営業（コンビニエンスストア、ビデオ店、ガソリンスタンド等）の小売業者及びタクシー事業者に対し、防犯体制の整備、勤務体制（複数勤務の導入）の見直しを行うとともに、従業員に対する防犯指導などを徹底し、防犯対策を強化するよう働きかけます。 	<p>県民生活文化課</p> <p>生活安全企画課</p>
4) 盗難の防止に配慮した自動車や自転車等の普及	<p>①関係団体等に対する情報提供や技術的助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署等関係機関・団体を通じ、防犯のために必要な情報の提供や助言を行います。 <p>②盗難の防止に配慮した自動車や自転車等の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車や原動機付き自転車及び自転車の販売業者に対し、盗難の被害に強い自動車や自転車等の普及に努めるとともに、盗難防止ブザー、ひったくり防止ネット等の盗難防止装置の普及に努めるよう働きかけます。 	<p>県民生活文化課</p> <p>生活安全企画課</p>
5) 防犯カメラの設置拡充	<p>①関係団体等に対する情報提供や技術的助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署等関係機関・団体を通じ、防犯のために必要な情報の提供や助言を行います。 <p>②街頭における防犯カメラの設置拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体、企業、各種団体等に対し、犯罪抑止効果の高い防犯カメラについて、犯罪が多発する公園、通学路、自動車駐車場及び自転車駐車場等への設置拡充を働きかけます。 ・防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用するための「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の周知を図ります。 	<p>県民生活文化課</p> <p>生活安全企画課</p>

(4) 数値目標

番号	項目	現況	2023年度	担当課
8	防犯カメラの設置箇所数	2,689箇所 (2018(平成30)年末)	3,000箇所 (2023年末)	県民生活文化課 生活安全企画課
9	県管理道路の通学路歩道設置率	43.2% (2017(平成29)年度)	46.0% (2023年度)	道 路 課

施策8 安全・安心まちづくり推進体制の整備

(1) 趣旨

犯罪のない安全・安心まちづくりを総合的かつ効果的に進めるためには、取組主体である県、市町村、県民、事業者及び関係団体が連携を図り、一体となって防犯に関する取組を行うことが重要かつ効果的と考えられます。

そのため、多種・多様な実施主体が意見や情報を交換し、相互に連携して協力できる推進体制を確立するものであり、県内全域に、安全・安心まちづくりに係る取組の趣旨が伝わるような仕組みを構築します。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
8 安全・安心まちづくり推進体制の整備	1) 県民一体となった体制づくり	①県レベルの推進体制
		②地域レベルの推進体制
		③庁内における推進体制
	2) 推進組織の連携及びネットワークづくり	①県レベルと地域レベルの推進組織の連携
		②市町村との連携
		③地域活動の支援

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 県民一体となった体制づくり	<p>①県レベルの推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、行政、警察、県民、事業者などの代表者で構成される「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を通じて <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪のない安全・安心まちづくり推進のための広報・啓発 ○自主的な防犯活動の促進・支援 ○構成団体間の意見・情報交換及び連絡調整を図ります。 <p>②地域レベルの推進体制（18警察署単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の要望や意見の聴取、地域の実情に応じた防犯活動など、具体的で実効性のある防犯活動を推進するため、「各地区安全・安心まちづくり推進協議会」を通じて構成団体間の意見・情報交換及び連絡調整を図り、地域レベルの推進体制を充実させます。 <p>③庁内における推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事を本部長とする庁内組織である「青森県安全・安心まちづくり推進本部（平成16年10月設置）」を中心に、知事部局、教育庁、警察本部が連携をとり、部局横断的に取り組むべき対策について調整を行います。 	<p>県民生活文化課 生活安全企画課</p>
2) 推進組織の連携及びネットワークづくり	<p>①県レベルと地域レベルの推進組織の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県レベルの協議会のメンバーに地域レベルの協議会の代表を参画させ、県レベルの協議会で協議・報告された事項について、地域レベルの協議会にフィードバックします。 ・県レベルの協議会においては、地域における課題や問題点等の把握に努めます。 <p>②市町村との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に最も身近な自治体である市町村において犯罪のない社会の実現に向けた独自の施策等が実施されるよう、必要な情報の提供等を行います。 <p>③地域活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が地域への支援活動を行う際の手引きとして「安全・安心地域会議設立ガイド」、「安全・安心地域づくり事例集」を県のホームページに掲載し、活用を促します。 ・防犯に係る各種の広報啓発資料を提供します。 	<p>県民生活文化課 生活安全企画課</p>

犯罪のない安全・安心まちづくり推進体制のイメージ

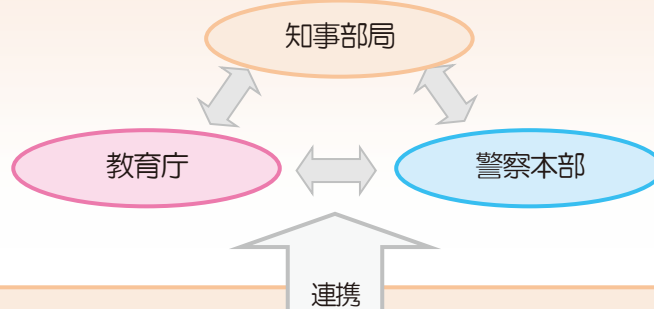
犯罪のない地域社会の形成 (犯罪のない安全で安心して暮らせる青森県づくりを目指す)

県レベルの推進体制

青森県安全・安心まちづくり推進本部

(平成 16 年 10 月 14 日設置)

- 構成 本部長：知事、本部員：各部局長等
- 役割 安全で安心なまちづくりに係る施策の総合的な推進等



青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

(平成 18 年 9 月 25 日設立)

- 構成 会長：知事、参加団体(※)：61 団体
- 役割 県レベルの安全・安心まちづくりに係る取組の情報交換・意見交換による団体相互間の連携強化等

※参加団体：教育団体、県民・地域団体、事業者団体、防犯団体、各地区安全・安心まちづくり推進協議会 等

連携

参画

地域レベルの推進体制

各地区安全・安心まちづくり推進協議会

(18 警察署)

- 構成 (例) 警察署、学校、市町村、事業者等の関係団体
- 役割 地域における安全・安心まちづくりの推進、地域における具体的取組についての協議・検討等

施策9 事業者との連携

(1) 趣旨

行政、警察、県民、事業者が一体となって、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進していくためには、県民生活に密接なつながりを持つ事業者が、自ら防犯に配慮した対策を推進するとともに、地域社会の一員として防犯に係る取組へ参画することが求められています。

県は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会等を通じて、事業者との積極的な連携を図ります。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
9 事業者との連携	1) 防犯に配慮した事業活動の促進	①県・地域レベルの推進組織における連携
		②事業者に対する情報提供
		③防犯に配慮した製品普及のための啓発
	2) 事業所等における防犯対策の強化	①事業者への意識啓発
		②防犯に配慮した施設の整備や従業員等への教育の促進
	3) 防犯に係る人財の育成	①防犯責任者の設置促進
②防犯責任者等のリーダーの育成		

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 防犯に配慮した事業活動の促進	<p>①県・地域レベルの推進組織における連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の安全・安心まちづくりに対する理解と協力が得られるよう、県レベル及び地域レベルの推進体制を通じ、連携強化を図ります。 <p>②事業者に対する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における防犯性を高めるため、事業者が防犯責任者を設置するなど、自主的な取組が促進されるよう、防犯対策や犯罪の発生状況等について、積極的に情報提供するとともに、意識の高揚を図ります。 <p>③防犯に配慮した製品普及のための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯に配慮した自動車、自転車、自動販売機、住宅設備等が普及するよう、当該事業者と連携して県民に広報活動を行います。 	<p>県民生活文化課 生活安全企画課</p>
2) 事業所等における防犯対策の強化	<p>①事業者への意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等を通じ、従業員に消費者被害の未然防止等に向けた情報を提供する「消費生活情報ネットワーク」の構築に向け、県内の事業所等に参加を働きかけます。 ・事業所における防犯性を確保するため、防犯責任者の設置など具体的な防犯対策上の措置が講じられるよう、種々の機会を通じ、意識啓発を図ります。 <p>②防犯に配慮した施設の整備や従業員等への教育の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活情報ネットワーク参加の事業所等に対し、従業員向けの消費生活情報紙を毎月送付するなど、事業所等における消費者教育を推進します。 ・県民が一丸となって安全で安心なまちづくりを推進していくために、県民生活に密接なつながりを持つ事業者が自ら防犯に配慮した施設の整備や従業員の教育など、事業所や事業活動における防犯対策を推進するよう働きかけます。 	<p>県民生活文化課 生活安全企画課</p>
3) 防犯に係る人財の育成	<p>①防犯責任者の設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に規定する防犯責任者の配置を働きかけます。 <p>②防犯責任者等のリーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策の中心となる防犯責任者等に対する情報提供等により資質の向上を図ります。 	<p>県民生活文化課 生活安全企画課</p>



- 1 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例
- 2 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例に基づく防犯指針
 - (1) 学校等における児童等の安全の確保に関する指針
 - (2) 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針
 - (3) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針
 - (4) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針
- 3 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会設置要綱
- 4 青森県安全・安心まちづくり推進本部設置要綱



青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

第一章 総則（第一条－第八条）

第二章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

第一節 県民等の自主的な活動の促進（第九条）

第二節 児童等の安全の確保等（第十条－第十四条）

第三節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（第十五条－第十九条）

第四節 防犯責任者の設置（第二十条）

第三章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進（第二十一条－第二十四条）

附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「犯罪のない安全・安心まちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪のない安全・安心まちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において自

らの安全は自らが守るという意識の高揚が図られること。

- 二 県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。

- 三 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める安全・安心まちづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、施錠の励行等による日常生活における安全の確保その他の安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員としての安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第七条 県は、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備しなければならない。

(推進計画)

第八条 知事は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 安全・安心まちづくりの推進に関する目標
- 二 安全・安心まちづくりの推進に関する施策の方向
- 三 その他安全・安心まちづくりの推進に関する重要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第二章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

第一節 県民等の自主的な活動の促進

第九条 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動及び相互に連携した活動を促進するため必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、安全・安心まちづくりに関する活動を行う団体及びその指導者の育成に努めるものとする。

第二節 児童等の安全の確保等**(学校等における児童等の安全の確保)**

第十条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の高等課程をいう。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）における児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）の安全の確保に関する指針を定めなければならない。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための対策の実施について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

4 知事、教育委員会及び公安委員会は、第一項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前項の規定は、第一項の指針の変更について準用する。

（平一九条例六六・一部改正）

(通学路等における児童等の安全の確保)

第十一条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学、通園等の用に供される道路及び児童等が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めなければならない。

2 学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、前項の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第四項の規定は、第一項の指針の策定及び変更について準用する。

(児童等の安全に関する教育及び学習の振興)

第十二条 県は、児童等が犯罪による被害を受けないようにするための教育及び学習の振興に努めるものとする。

(高齢者等の安全の確保)

第十三条 県は、県民等が連携して取り組む地域における高齢者その他犯罪による被害を受けるおそれが高い者の安全を確保するための活動を促進するため必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(観光旅行者の安全の確保)

第十四条 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備**(犯罪の防止に配慮した住宅)**

第十五条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

2 住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、住宅を設計し、建築し、所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

4 第十条第四項の規定は、第一項の指針の策定及び変更について準用する。

(犯罪の防止に配慮した道路等)

第十六条 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第十条第四項の規定は、第一項の指針の策定及び変更について準用する。

(犯罪の防止に配慮した店舗)

第十七条 銀行その他の金融機関で知事が定めるもの及び深夜（午後十時から翌日の午前五時までの時間をいう。）において小売業を営む者で知事が定めるものは、これらの店舗を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 警察署長は、その管轄区域において、前項の店舗を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した店舗の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講じなければならない。

(盗難の防止に配慮した自動車等の普及)

第十八条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに自動車等に係る盗難を防止するための装置の普及に努めなければならない。

2 県は、自動車等の販売を業とする者に対し、自動車等に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(盗難の防止に配慮した自動販売機の普及)

第十九条 自動販売機の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動販売機の普及に努めなければならない。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機について、盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、自動販売機の販売を業とする者及び自動販売機を設置し、又は管理する者に対し、自動販売機に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第四節 防犯責任者の設置

第二十条 事業者は、その実情に応じ、犯罪の防止に関する従業員への教育、犯罪の防止のための設備の維持管理等を行う責任者を置くよう努めなければならない。

第三章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進

(安全・安心まちづくり旬間)

- 第二十一条 県民及び事業者の間に広く安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、安全・安心まちづくり旬間を設ける。
- 2 安全・安心まちづくり旬間は、四月二十一日から同月三十日まで及び十月十一日から同月二十日までとする。
 - 3 県は、安全・安心まちづくり旬間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(啓発)

第二十二条 県は、前条に定めるもののほか、県民及び事業者の安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第二十三条 県は、市町村が安全・安心まちづくりの推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十四条 県は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成十八年九月三十日までの間における第十条第一項の規定の適用については、同項中「第七条第一項」とあるのは、「第七条」とする。

附 則(平成一九年条例第六六号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一九年一二月二六日)

学校等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第10条第1項の規定に基づき、学校及び児童福祉施設（以下「学校等（注1）」という。）における児童等（注2）の安全を確保するために必要な方策等を示すことにより、学校等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等の設置者又は管理者等（注3）に対し、児童等の安全を確保するうえで配慮すべき方策や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令、管理体制の整備状況等を踏まえ、また、児童等の発達段階や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策

1 学校安全に関する校内体制の組織的整備

児童等の安全の確保を第一に、組織的な対応を図るとともに、児童等の保護者、地域住民、その所在地を管轄する警察署、その他の関係機関・団体の協力を得て、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 緊急事態における対応を内容とする学校独自の危機管理マニュアルの策定
- (2) 学校安全委員会（注4）の設置や学校安全ボランティア（注5）による体制づくり
- (3) 危機管理についての教職員等に対する研修及び防犯訓練の実施

- (4) 定期的な安全体制・設備等の点検の実施

2 不審者の侵入防止対策の充実・強化

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防ぎ、児童等への危害等を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定（解放部分と非解放部分とを明確に分けること）
- (2) 施錠等による適切な管理
- (3) 学校内及び学校周辺の見回り
- (4) 来校者用の入り口の設定及び受付（事務室等）の明示
- (5) 受付での来校者のチェック等の徹底
- (6) 来校者に対するあいさつ・声かけの励行
- (7) 不審者の侵入を防ぐ防犯設備の設置

3 保護者、地域住民及び関係機関・団体との連携・協力

児童等の安全を確保するため、保護者、地域住民及び関係機関・団体とネットワークづくりを構築し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の敷地内や周辺における登下校時のパトロールや見守り活動などの協力体制の整備
- (2) 不審者を発見した場合の学校等への通報
- (3) 近隣の学校等を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立
- (4) 不審者情報等があった場合、注意喚起するための文書を配布する等の周知方法の確立
- (5) 「子ども・女性110番の家」、「子ども110番の車」等との連携・協力

4 緊急時における体制整備

学校等の近隣において不審者情報等があった場合及び学校等への不審者侵入等の緊急時に備えて、児童等の保護者、地域住民及び関係機関・団体と連携して、次のような体制の整備等に努めるものとする。

- (1) 学校等の近隣において不審者情報等があった場合の警察署へのパトロールの要請、保護者への連絡、登下校の方法の決定等
- (2) 学校等への不審者侵入等緊急時における警察署及び管轄教育委員会への通報、児童等の避難誘導、不審者への対応等の教職員等の役割分担の明確化
- (3) 学校等、警察署、県、市町村及びその他関係機関間における情報連絡網の整備
- (4) 医療機関等との連携によるカウンセリングや心のケアの支援体制の整備
- (5) 関係機関の協力・連携による防犯訓練や応急手当等を内容とした訓練の実施

5 児童等に対する安全教育

児童等が安全に関する問題について、興味・関心をもって積極的に学習に取り組み、また、自ら危険を予測し、回避する能力を身につけ、安全について適切な意思決定・行動選択ができるよう、学校等の活動や行事等を通して、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入等緊急時における対処方法を内

容とした防犯教室・防犯訓練の実施

- (2) 不審者に遭遇した場合等における、警察への通報や保護者、学校等への速やかな連絡の仕方、また、大声を出す、逃げる等のとっさの行動の仕方について指導していくこと。
- (3) 「子ども・女性110番の家」、「子ども110番の車」等の緊急の避難場所の所在地や表示、役割等の指導や危険箇所等の周知
- (4) 地域社会の安全について、児童等が主体となって取り組む地域安全マップの作成
- (5) 防犯ブザー、防犯笛の使用法の指導

6 設備・機器の点検整備

安全管理徹底の観点から、次のような設備・機器の点検整備等に努めるものとする。

- (1) 通用門、フェンス（囲障）、外灯、校舎の窓、出入口、鍵等
- (2) 死角の原因となる立木等の障害物の有無
- (3) 警報装置（警報ベル、警報ブザー等）や防犯監視システム（防犯カメラ、校内緊急通話システム等）

(注1)「学校等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 「学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）」
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園
- (2) 「学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程」
看護専門学校や家政高等専修学校等の学校で、
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
 - ② 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
 に対して、職業若しくは实际生活に必要な能力の育成又は教養の向上を図ることを目的とした教育を行う課程
- (3) 「児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設」
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設（児童館等）、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

(注2)「児童等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 乳児（満1歳以下）
- (2) 幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）
- (3) 児童（小学生）
- (4) 生徒（中学生と高校生）
- (5) 高等専門学校の学生

(注3)「設置者又は管理者等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 公立学校の場合、設置者は国又は地方公共団体、管理者は教育委員会及び校長
- (2) 私立学校の場合、設置者及び管理者は学校法人等
- (3) 公立の児童福祉施設の場合、設置者は地方公共団体、管理者は園長、院長、施設長等
- (4) 私立の児童福祉施設の場合、設置者は社会福祉法人等、管理者は園長、院長、施設長等

(注4)「学校安全委員会」とは、学校安全の充実を図るため、家庭や地域社会と連携し、児童生徒の安全に関する諸問題について協議する組織をいう。

(注5)「学校安全ボランティア」とは、校区内の学校と連携し、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区内の巡回などをするボランティア組織をいう。

通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第11条第1項の規定に基づき、通学、通園等の用に供される道路及び児童等（注1）が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等（注2）」という。）における児童等の安全を確保するために必要な方策等を示すことにより、通学路等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等（注3）を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長に対し、通学路等における児童等の安全を確保するうえで配慮すべき方策や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令、通学路等の整備状況、地域住民の意見等を踏まえ、学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策等

1 通学路の設定

通学路の設定に当たっては、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、交通安全の観点を含め、連れ去りや誘拐等に対する防犯の観点から、可能な限り安全な通学路を設定し、登下校の通学路として利用を徹底させるものとする。

2 通学路等における安全な環境の整備

通学路等における児童等の安全を確保するた

め、次のような環境の整備に努めるものとする。

- (1) 幅員が広い等構造上可能な道路における歩道と車道との分離
- (2) 道路において、死角をつくらない植栽等の配置、剪定等による周囲からの見通しの確保
- (3) 公園や広場において、死角をつくらない遊具等の配置等による周囲からの見通しの確保
- (4) 死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の整備
- (5) 通学路等の周辺に「子ども・女性110番の家」等の緊急避難場所の設置
- (6) 防犯灯等による夜間における人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）の確保
- (7) 地下道をはじめとする子どもに対する犯罪発生の危険性が特に高い通学路等への防犯ベル、防犯カメラ又は警察に対する通報装置の設置

3 通学路等における児童等の安全確保のための関係機関との連携

学校等を管理する者、保護者、児童等の地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 通学路等における児童等に対する犯罪、不審行為等の情報、その他児童等の安全の確保に関する情報の伝達、交換及びこれら情報の内容に応じた対策を講ずるための推進体制の整備
- (2) 通学路等における児童等の登下校時のパトロールや見守り活動の実施、緊急時の保護活動、その他児童等の安全を確保する活動を行うための協力体制の確立
- (3) 通学路等における危険箇所の把握等の安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組の実施
- (4) 通学路等における危険箇所や緊急時に避難できる「子ども・女性110番の家」等児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るため

の取組の実施

回避できる能力を育成するため、学校等における安全教育に加え、保護者及び関係機関等と連携して、地域ぐるみで地域安全マップを作成するなど、安全教育の充実に努めるものとする。

4 安全教育の充実

児童等が、通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、危険を予知し、これを

(注1)「児童等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 乳児（満1歳以下）
- (2) 幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）
- (3) 児童（小学生）
- (4) 生徒（中学生と高校生）
- (5) 高等専門学校の学生

(注2)「通学路等」とは、学校への通学のほか、児童福祉施設への通所のように、時間帯やコースが特定できる場合をいう。

(注3)「学校等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1)「学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）」
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園
- (2)「学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程」
看護専門学校や家政高等専修学校等の学校で、
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
 - ② 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
 に対して、職業若しくは実際生活に必要な能力の育成又は教養の向上を図ることを目的とした教育を行う課程
- (3)「児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設」
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設（児童館等）、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

(注4)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動や姿勢等を識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度）が概ね3ルクス以上をいう。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第15条第1項の規定に基づき、一戸建て住宅及び共同住宅（以下「住宅」という。）について、犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備等に関する基準等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、新築又は改修される住宅を対象とする。
- (2) この指針は、住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者に対し、防犯性の高い住宅を計画・設計する上で配慮すべき事項や、その具体化に当たって参考となる手法等を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針が示す項目の適用に当たっては、
 - 周囲からの見通しと照明を確保する「監視性の確保」
 - 適切な維持管理とコミュニティ形成を図る「領域性の強化」
 - 犯罪企図者（注1）の動きを限定し、接近を妨げる「接近の制御」
 - 部材や設備等を破壊されにくいものとする「被害対象の強化・回避」
 という防犯に配慮した4つの基本原則について検討するほか、関係法令、施設計画上の制約、管理体制の整備状況、住民の要望等を踏まえるものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項

防犯性の高い住宅に関して配慮する事項は、次のとおりとする。

1 一戸建て住宅

(1) 玄関

ア 配置

道路及びこれに準ずる通路からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合は、門扉の設置やセンサーライト（注2）を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

イ 玄関扉の構造

(ア) 錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の隙間からかんぬきが見えない構造又はガードプレート（注3）等を設置する。

(イ) 玄関扉に明かり取り部、郵便受け等を設置する場合は、それを破るなどして手又は工具等を差し込み、サムターン回し（注4）が困難な構造とする。

(ウ) 玄関扉を引き戸にする場合は、ねじ締めり破りを防止するため、引き戸の隙間を覆う部材を使用する。

ウ 玄関扉の錠

(ア) 破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造（注5）とするため、彫込箱錠（注6）等の耐破壊性能を有し、かつピッキング（注7）が困難な構造のシリンダーを有するものを使用するとともに、主錠の他に補助錠を設置する。

(イ) カム送り解錠（注8）を防止するためには、錠ケース内部の不要な隙間を塞ぐ、又はシリンダーカラー（注9）と扉との隙間をなくしたものが有効である。

(ウ) サムターン回しを防止するには、指で回転させる以外は回転しづらい形状や回転角

度を増やしたサムターン又はサムターン回し防止用カバー等を使用することが有効である。

(ロ) 外部の様子を見通すことが可能なドアスクープ(注10)や錠の機能を補完するドアチェーンを設置する。

エ インターホン

外部との通話機能を有するインターホンを設置するものとし、その場合、玄関子機にTVカメラが装備され、内部のTVモニターで来訪者を確認、録画できるTV付きインターホンが有効である。

(2) 勝手口

ア 配置

道路又は近隣の住宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合は、勝手口付近にセンサーライトや門扉を設置するなど、勝手口への接近の制御に有効な措置を講じる。

イ 扉の構造

(ア) 錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の隙間からかんぬきが見えない構造又はガードプレート等を設置する。

(イ) 勝手口扉に明かり取り部等を設置する場合は、それを破るなどして手又は工具等を差し込み、サムターン回しが困難な構造とする。

ウ 扉の錠

破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造とするため、彫込箱錠等の耐破壊性能を有し、かつピッキングが困難な構造のシリンダーを有するものを使用するとともに、主錠の他に補助錠を設置する。

(3) 風除室

玄関等に風除室を設置する場合は、透明なガラスを使用し、内外を相互に見通せる構造とするとともに、風除室の扉を施錠可能なものとする。

(4) 居室の窓

ア 配置

(ア) 居間や台所等の窓は、道路又は近隣の住

宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置し、寝室の窓についても、プライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲からの見通しを確保する。

(イ) 周囲からの見通しが確保されない場合は、道路から当該窓に至る通路や空地に扉又は柵を設置するほか、通路に玉砂利を敷いたり、当該窓付近にセンサーライトを設置するなど、当該窓付近への接近の制御に有効な措置を講じる。

イ 防犯性能の高い雨戸又は窓シャッター等の設置

(ア) 雨戸は、雨戸本体と雨戸枠が一体となったもの、雨戸枠の上下2箇所を外れ止め金具が設置されたものが有効である。

(イ) 窓シャッターは、シャッター一部の板であるスラットと座板部(注11)の2箇所を外れ止め金具が設置されたものが有効である。

(ウ) 面格子を設置する場合は、防犯性能の高いものを設置する。

ウ 施錠装置等の設置

錠付きクレセント(注12)、止め金具等を設置し、施錠装置等を補完する設備として、異常を感知する防犯センサーを設置することも有効である。

エ 破壊が困難なガラス(注13)の使用

破壊が困難な合わせガラス又は合わせ複合ガラス等を使用することが有効であり、ガラス破りの簡易対策としては、クレセント周辺に防護・強化フィルムを貼る。

(5) 居室以外の窓

ア 配置

便所、浴室等の窓は、プライバシーの確保上支障のない範囲において、道路又は近隣の住宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合は、道路から当該窓に至る通路や空地に扉又は柵を設置するなど、当該窓付近への接近の制御に有効な措置を講じる。

イ 防犯性能の高い面格子の設置

侵入が容易な位置にある窓は、防犯性能の

高い面格子等を設置し、面格子の設置が困難な場合は、施錠装置の設置や破壊が困難なガラスを使用するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

(6) バルコニー

ア 配置

塀、縦樋等の屋外付帯設備、駐車場の屋根等の屋外付帯施設、隣接建物等から離れた位置に設置する。

イ 手摺り等の構造

手摺り又は腰壁は、転落防止、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しを確保する。

(7) 塀、柵又は垣等

ア 周囲からの見通しを確保するとともに、居室の窓やバルコニー等への侵入の足場とならないようにする。

イ 塀は、周囲からの見通しが確保された構造又は高さのものを使用する。

ウ 柵は、簡単に乗り越えられない高さの縦格子のものを使用する。

エ 垣は、すり抜けられないように繁茂の程度を考えて樹種を選定する。

オ 門扉は、扉の内外を見通せる構造で、施錠できるものとする。

カ 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

(8) 屋外照明

夜間における住宅への侵入等を抑制するため、玄関及び玄関以外の出入口、門、駐車場、庭等に屋外照明を設置する。また、建物の死角となる部分には、威嚇のためのセンサーライト等を設置する。

(9) 屋外付帯設備等

ア 屋外付帯設備の位置

冷暖房の室外機や縦樋等の屋外付帯設備は、居室の窓、バルコニー等への侵入の足場とならない位置関係にする。

イ 雪捨て場等とする堆雪空間等の位置

(ア) 堆雪空間を設置する場合は、堆雪時等に周囲からの死角の原因及び居室の窓への侵入の足場とならない位置関係にする。

(イ) 庇や駐車場、物置等の屋外付帯施設の屋根及び庭木の高木等は、居室の窓、バルコニー等への堆雪時等における侵入の足場とならない位置関係にする。

2 共同住宅

(1) 共用出入口

ア 見通しの確保

(ア) 道路等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 共用出入口に扉を設置する場合は、防災上支障のない範囲において、扉の内外を相互に見通せる構造とする。

(ウ) 周辺地域の状況や住宅の特性等から、特に住棟内への侵入を制御する必要性が高い場合は、オートロックシステム(注14)の導入が有効である。この場合、居住者以外の侵入を制御する区域を明確にし、当該区域の出入口には自動施錠機能付きの扉を設置する。

イ 照明設備

(ア) 共用玄関付近の内側において、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度(注15)、その外側において、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(イ) 共用玄関以外の共用出入口付近においては、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 照明設備は、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルク

ス以上の平均水平面照度を確保する。

(ウ) 郵便受箱は、施錠設備を装備したもの又は居住者等が南京錠を取り付けることが可能なものとする。共用玄関にオートロックシステムを導入する場合は、壁貫通型等とする。

(2) エレベーター

ア 連絡及び警報装置等

(ア) 犯罪発生等の非常時に、かご内から外部に連絡又は吹鳴することができる装置を設置する。

(イ) 周辺地域の状況や住宅の特性等から、特に住棟内への侵入を制御する必要性が高い場合は、防犯カメラの設置が有効である。この場合、かごの上又は管理人室等に記録装置を設置する。

(ウ) かご内には、防犯カメラの他に鏡を設置する。

イ 扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置する。

ウ エレベーターホール

共用玄関のある階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置し、構造上死角を生じる場合は防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

エ 照明設備

(ア) エレベーターのかご内及び共用玄関のある階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(イ) その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(3) 共用階段・共用廊下等

ア 屋外の共用階段

(ア) 手摺りや柵等の構造、材質等を工夫し

て、外部からの見通しを確保する。

(イ) バルコニーや庇等から侵入しにくい位置に配置することとし、バルコニー等に近接する場合は、手摺り等の上に面格子を設置するなどの措置を講じる。

イ 屋内の共用階段

(ア) 共用廊下、エレベーターホール等からの見通しを確保するように、死角を有しない配置・構造とする。

(イ) 各階において、階段室が共用廊下等に常時開放されたものとする。

ウ 共用廊下

(ア) 共用階段やエレベーターホール等からの見通しを確保するように、死角を有しない配置・構造とする。

(イ) 避難計画上支障のない範囲において、必要な箇所に面格子又は柵を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

エ 照明設備

人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

オ 屋上

(ア) 屋上に通じる共用階段の出入口等に扉を設置し、当該扉は、内外を見通せる構造とするとともに、錠の設置又は施錠可能なものとする。

(イ) 避難計画上支障のない範囲において、必要な箇所に面格子又は柵を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

(4) 駐車場・自転車駐輪場等

ア 見通しの確保

道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、構造上周囲からの見通しの確保が困難な場合は、防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

イ 照明設備

(ア) 人の行動を視認できるように、床面に

いて概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(イ) 屋内の場合は、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

ウ 自転車・オートバイの盗難防止措置

駐輪場は、チェーン用バーラック（注16）、サイクルラック（注17）等を設置するなど、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じる。

(5) 通路・広場・緑地等

ア 見通しの確保

道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、周辺住民に開放する場合は、動線が集中する道路又は通路沿いに広場、児童遊園等を設置する。

イ 照明設備

人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

ウ ゴミ置場

道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画する。

エ 塀、柵又は垣等

(ア) 周囲からの見通しを確保するとともに、住戸の窓等への侵入の足場とならないようにする。

(イ) 塀は、周囲からの見通しが確保された構造又は高さのものを使用する。

(ウ) 柵は、簡単に乗り越えられない高さの縦格子のものを使用する。

(エ) 垣は、すり抜けられないように繁茂の程度を考えて樹種を選定する。

(オ) 門扉は、扉の内外を見通せる構造で、施錠できるものとする。

(カ) 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

オ 雪捨て場等とする堆雪空間の位置

堆雪空間を設置する場合は、堆雪時等に周囲からの死角の原因及び居室の窓への侵入の足場とならない位置関係にする。

(6) 住戸の玄関

ア 玄関扉の材質・構造

材質をスチール製等の破壊が困難なものとし、錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の間からかんぬきが見えない構造のもの又はガードプレート等を設置する。

イ 玄関扉の錠

(ア) 破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造とするため、彫込箱錠等の耐破壊性能を有し、かつピッキングが困難な構造のシリンダーを有するものを使用するとともに、主錠の他に補助錠を設置する。

(イ) カム送り解錠を防止するためには、錠ケース内部の不要な隙間を塞ぐ、又はシリンダーカラーと扉との隙間をなくしたものが有効である。

(ウ) サムターン回しを防止するには、指で回転させる以外は回転しづらい形状や回転角度を増やしたサムターン又はサムターン回し防止用カバー等を使用することが有効である。

ウ ドアスコープ・ドアチェーン

(ア) 外部の様子を見通すことが可能なドアスコープや錠の機能を補完するドアチェーンを設置する。

(イ) ドアチェーン及びドアガード（注18）の材質は、破壊が困難なものとする。

エ インターホン

(ア) 外部との通話機能を有するインターホンを設置するものとし、管理人室がある場合、住戸内と管理人室との間で通話可能な機能等を有するものが有効である。

(イ) オートロックシステムを導入する場合は、住戸内と共用玄関外側との間で通話可能な機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものとする。

(7) 住戸の窓

ア 共用廊下に面する住戸の窓

共用廊下に面する侵入のおそれがある窓、接地階の住戸の窓のうちバルコニーに面していない窓等は、破壊及び取り外しが困難な材質・構造の面格子、錠付きクレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

イ バルコニーに面する住戸の窓

侵入のおそれがある窓は、避難計画上支障のない範囲において、錠付きクレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

(8) バルコニー

ア 配置

縦樋、共用階段・共用廊下、隣接建物の共

用階段等から離れた位置に設置することとし、やむを得ずこれらに近接し、外部から侵入のおそれがある場合は、避難計画上支障のない範囲において、面格子等を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

イ 手摺り等の構造

手摺り又は腰壁は、転落防止、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しを確保する。

ウ 接地階のバルコニー

住戸のプライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しを確保する。

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2)「センサーライト」とは、夜間において人の動き等を感知して点灯するライトをいう。

(注3)「ガードプレート」とは、錠のかんぬき(デッドボルト)部分が見えないように、扉と扉枠との隙間を隠すためのカバーをいう。

(注4)「サムターン」とは、扉内側(室内側)の解錠操作をするためのつまみをいい、「サムターン回し」とは、鍵を使用せず、扉に取り付けてある郵便受を破壊して手を入れるやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、サムターンを回して解錠する侵入手口をいう。

(注5)「破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による防犯性の試験に合格した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された錠、シリンダー及びサムターンをいう。

(注6)「彫込箱錠」とは、錠の機構が入った箱形のケースをドア材の中に彫り込むタイプで、ノブと鍵穴が別々になっており、外側からは鍵、内側からはサムターンを回して施解錠するものをいう。

(注7)「ピッキング」とは、錠前のシリンダー(鍵穴周辺の円筒)部分に特殊な工具等を差し込んで解錠する侵入手口をいう。

(注8)「カム送り解錠」とは、特殊な工具等を用いて錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけてかんぬき(デッドボルト)を作動させ解錠する侵入手口をいう。

(注9)「シリンダーカラー」とは、鍵穴の周りのリング状の部品をいう。

(注10)「ドアスコープ」とは、扉を開けずに室内から来訪客を確認でき、外部を見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。

(注11)「スラット」とは、シャッターカーテンを構成する鋼製の部材をいう。「座板部」とは、スラットの最下部に取付けられる部材をいう。

(注12)「錠付きクレセント」とは、本来、サッシの密閉装置である施錠装置のないクレセントに、施錠機能を持たせたものをいう。

(注13)「破壊が困難なガラス」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による防犯性の試験に合格した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたガラスをいう。

(注14)「オートロックシステム」とは、集合玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、集合玄関扉の「電気錠」を解錠することができるものをいい、「電気錠」とは、暗証番号、カードキーにより解錠される錠をいう。

(注15)「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。

(1) 50ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいう。

(2) 20ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいう。

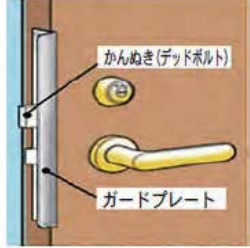


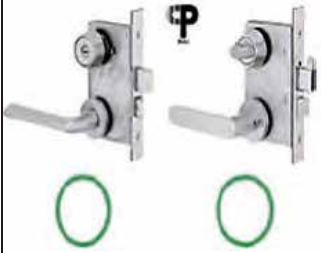

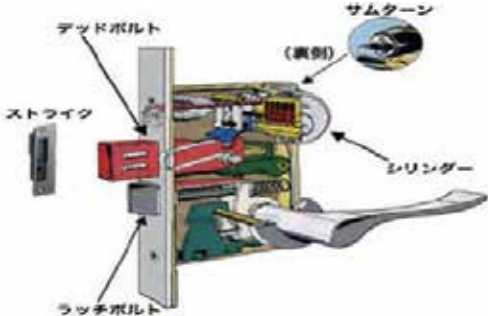
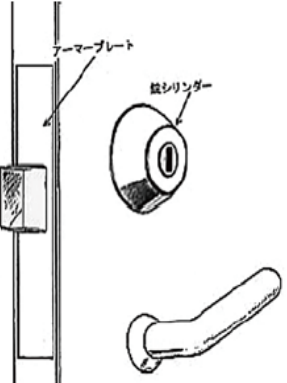
(3) 3ルクス以上の平均水平面照度では、4メートル先の人の挙動や姿勢等を識別できる程度以上の照度をいう。

(注16)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車・オートバイ等をチェーン錠で結ぶことにより、盗難防止に有効な構造のものをいう。

(注17)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

(注18)「ドアガード」とは、室内から扉を僅かに開けて、来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいう。

【参考資料】用具の説明

項 目	内 容	説 明 図
(注3) ガードブレード	<ul style="list-style-type: none"> 錠のかんぬき（デッドボルト）部分が見えないように、扉と扉枠との隙間を隠すためのカバーをいう。 	
(注4) サムターン回し	<ul style="list-style-type: none"> サムターンとは、錠扉内側（室内側）の解錠操作をするつまみをいう。 (サムターン) サムターン回しとは、鍵を使用せず、扉に取り付けてある郵便受を破壊して手を入れるやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、サムターンを回して解錠する侵入手口をいう。 	
(注6) 彫込箱錠	<ul style="list-style-type: none"> 錠の機構が入った箱形のケースをドア材の中に彫り込むタイプで、ノブと鍵穴が別々になっており、外側からは鍵、内側からはサムターンを回して施解錠するものをいう。 <p style="text-align: center;">(円筒錠) </p>	<p style="text-align: center;">(彫込箱錠の例)</p> 
(注7) ピッキング	<ul style="list-style-type: none"> 錠前のシリンダー（鍵穴周辺の円筒）部分に特殊な工具等を差し込んで解錠する侵入手口をいう。 	
(注8) カム送り解錠	<ul style="list-style-type: none"> 「カム送り解錠」とは、特殊な工具等を用いて、錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけてかんぬき（デッドボルト）を作動させ解錠する侵入手口をいう。 	

項 目	内 容	説 明 図
(注9) シリンダーカラー	<ul style="list-style-type: none"> ・鍵穴の周りのリング状の部品をいう。 <p>(シリンダーカラー)</p>	
(注11) 「スラット」と 「座板部」	<ul style="list-style-type: none"> ・「スラット」とは、シャッターカーテンを構成する鋼製の部材をいう。 ・「座板部」とは、スラットの最下部に取付けられる部材をいう。 <p>(スラット)</p> <p>(座板部)</p>	
(注12) 錠付きクレセント	<ul style="list-style-type: none"> ・本来、サッシの密閉装置である施錠装置のないクレセントに、施錠機能を持たせたものをいう。 	
(注18) ドアガード	<ul style="list-style-type: none"> ・室内から扉を僅かに開けて、来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいう。 <p>(注10) ドアスコープ 扉を開けずに室内から来訪客を確認でき、外部を見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。</p>	

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第16条第1項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した道路等の構造及び設備等に関する基準等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、防犯性の高い道路等を計画・設計する上で配慮すべき事項や、その具体化に当たって参考となる手法等を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針が示す項目の適用に当たっては、
 - ① 周囲からの見通しと照明を確保する「監視性の確保」
 - ② 適切な維持管理とコミュニティ形成を図る「領域性の強化」
 - ③ 犯罪企図者（注1）の動きを限定し、接近を妨げる「接近の制御」
 - ④ 部材や設備等を破壊されにくいものとする「被害対象の強化・回避」
 という防犯に配慮した4つの基本原則について検討するほか、関係法令、施設計画上の制約、管理体制の整備状況、住民の要望等を踏まえるものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する事項

防犯性の高い道路等に関して配慮する事項は、次のとおりとする。

1 道路

(1) 見通しの確保

ア 路上における見通しの確保

路上における見通しを確保することは、防犯上有効であることから、道路構造物や道路付属物等の設計、道路占有物及び植栽の設置等に当たっては、周囲からの見通しを確保する。

イ 植栽に係る見通しの確保

(ア) 植栽の樹種と配置

通行人や周辺住民等からの視線の高さを考慮して樹種を選定、配置するとともに、道路灯、防犯灯等による照明の確保を妨げないように配置する。

(イ) 植栽の繁茂の管理

枝葉が繁茂して周囲からの見通しや照明の確保を妨げないよう適時点検するとともに、必要に応じて剪定等の管理を行う。

ウ 沿道施設等からの見通しと自然な視線の確保

(ア) 道路に面した塀、柵、又は垣等

相互に見通しが確保されるような構造、高さにする。

(イ) 住宅、店舗からの自然な視線の確保

住宅については、道路に対して居住者の自然な視線が確保されるように、道路に面した位置に居室の窓を配置する。店舗についても内外の見通しを確保する。

(2) 照明の確保

ア 路上における照明の確保

夜間等の時間帯による利用状況や光害（注2）に配慮しつつ、道路灯、街路灯、防犯灯

等を適切に組み合わせ、極端な明暗が生じないようにし、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度（注3）を連続して確保する。

イ 沿道施設による照明の確保

公園灯の設置状況等に応じ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の制御

ア 通学路等における接近の制御

犯罪企図者が歩行者に接近して犯行する路上犯罪については、交通安全の観点からも必要な範囲において、歩道や植栽、防護柵等を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

イ 通過交通の抑制による接近の制御

学校の周辺市街地や住宅地等における交通量や速度の抑制は、犯罪企図者の動きを限定し、接近や逃走を妨げる上で有効である。

(4) 地下道等

地下道等（注4）、構造上周囲からの見通しが確保できない道路においては、カーブミラーを設置するなど、見通しを補完する対策を講じることとし、危険を外部に知らせるためには、防犯ベル、赤色回転灯等の緊急通報装置の設置が有効である。

エレベーターを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

2 公園等

(1) 見通しの確保

ア 公園等に係る見通しの確保

(ア) 出入口等における見通しの確保

公園、児童遊園、広場等（以下「公園等」という。）の出入口及び公園等に付属する自動車駐車場、自転車駐輪場等は、周囲の道路又は住宅等からの見通しを確保する。

(イ) 主要な園路における見通しの確保

通学路や通勤路等に利用される主要な園路（以下「主要な園路」という。）は、その位置や植栽等に配慮して見通しを確保する。当該園路の整備に当たっては、周辺環境や管理体制等を踏まえ、特定の園路に動線が集中するように配置する。

エレベーターを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

(ロ) 児童の遊び場における見通しの確保

児童の遊び場は、その位置や植栽等に配慮し、周囲の道路、主要な園路又は住宅等からの見通しを確保する。遊具の整備に当たっては、できる限り死角の原因とならないように配置する。

イ 植栽に係る見通しの確保

(ア) 植栽の樹種と配置

繁茂により死角が生じないように高木と低木をバランス良く配置して、視線の高さにおける見通しを確保するとともに、公園灯等による照明の確保を妨げないように配置する。

(イ) 植栽の繁茂の管理

枝葉が繁茂して主要な園路、児童の遊び場等の周辺における見通しや照明の確保を妨げないように適時点検するとともに、必要に応じて剪定等の管理を行う。

(2) 照明の確保

ア 公園等における照明の確保

夜間等の時間帯による利用特性及び管理体制、周辺状況等を踏まえつつ、公園灯を適切に組み合わせ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を連続して確保する。

イ 公園等の周囲の道路における照明の確保

光害に配慮しつつ、道路灯、公園灯、防犯灯等を適切に組み合わせ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を連続して確

保する。

(3) 犯罪企図者の接近の制御

ア 公園内への接近の制御

公園等は、周囲に対して開放的にすることが基本であるが、公園の特性や規模、周辺状況等から、夜間等の時間帯において管理上利用を制限する必要がある場合は、植栽や柵、門扉等を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

イ 周囲の住宅等への接近の制御

公園等の周囲の住宅等においては、公園等から接近する可能性があることから、公園の利用特性や周辺状況等を踏まえつつ、敷地境界への植栽や柵等を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

(4) 公衆便所

ア 位置

周囲の道路、公園の出入口、主要な園路等から近い場所等、周囲からの見通しが確保された位置に配置する。

イ 照明の確保

公衆便所の出入口付近及び内部は、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

ウ 緊急通報装置の設置

危険を外部に知らせるためには、防犯ベル、赤色回転灯等の緊急通報装置の設置が有効である。

3 駐車場・駐輪場

(1) 屋外駐車場

ア 見通しの確保

(ア) 屋外に設置される駐車場（以下「屋外駐車場」という。）は、道路等からの見通しが確保された位置に配置し、塀、柵又は垣等を設置する場合は、周囲からの死角の原因とならないようにする。

(イ) 屋外駐車場の形状や建物との位置関係等により周囲からの見通しが確保されない場合は、ミラーや防犯カメラを設置するな

ど、見通しを補完する対策を講じる。

イ 屋外照明の確保

屋外駐車場の照明は、夜間等の時間帯による利用状況や光害に配慮しつつ、夜間における人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

ウ 犯罪企図者の接近の制御

立地条件や周辺状況等から犯罪企図者の接近を制御する必要がある場合は、敷地周囲に道路等からの見通しに配慮した塀、柵又は垣等を設置するなど、接近の制御に有効な措置を講じる。

(2) 屋内駐車場

ア 車両の出入管理

屋内及び地下に設置される駐車場（以下「屋内駐車場」という。）の出入口は、管理人の配置又は自動ゲート管理システム等を設置するなど、車両の出入りを管理することが有効である。

イ 見通しの確保

構造上支障のない範囲において、駐車場内部の見通しを確保するとともに、外部から駐車場内部を見通すことが可能となる開口部を確保することとし、周囲からの見通しが困難な場合は、防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

エレベーターを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

ウ 照明の確保

屋内駐車場における駐車のために供する場所は、人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

エ 緊急通報装置や防犯カメラ等の設置

非常時において押しボタン等により外部に通報又は吹鳴する緊急通報装置及び周囲からの自然な視線や管理人の監視を補完するための防犯カメラ等の設置が有効である。

(3) 駐輪場

ア 見通しの確保

(ア) 駐輪場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置し、塀、柵又は垣等を設置する場合は、周囲からの死角の原因とならないようにする。

(イ) 駐輪場の形状や建物との位置関係等により周囲からの見通しが確保されない場合は、ミラーや防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

(ウ) 屋内に設置する場合は、構造上支障のない範囲において、駐輪場内部の見通しを確保するとともに、外部から駐輪場内部を見通すことが可能となる開口部を確保することとし、周囲からの見通しが困難な場合は、防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

エレベーターを設置する場合は、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の第2の2(2)を参照するものとする。

イ 犯罪企図者の接近の制御

(ア) 駐輪場は、チェーン用バーラック（注5）、サイクルラック（注6）等を設置するなど、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じる。

(イ) 計画地の条件や周辺状況等から犯罪企図者の接近を制御する必要がある場合は、駐輪場外周に道路等からの見通しに配慮した塀、柵又は垣等を設置するなど、接近の制御に有効な措置を講じるものとする。

(ウ) 照明の確保

夜間等の時間帯による利用状況や光害に配慮しつつ、人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(エ) 緊急通報装置等の設置

非常時において押しボタン等により外部に通報又は吹鳴する緊急通報装置及び周囲からの自然な視線や管理人の監視を補完するための防犯カメラ等の設置が有効である。

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2)「光害」とは、不適切又は過剰な照明によって引き起こされる障害のことをいい、次のような例があげられる。

- (1) 農作物の成長に影響を及ぼす。
- (2) 信号等の視認性を低下させ、交通安全に支障を生じる。
- (3) 歩行者に不快感を与え、(極端な明暗により)防犯上の安全性を損なう。
- (4) 居住者の安眠やプライバシーに影響を与える。

(注3)「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。

- (1) 50ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいう。
- (2) 20ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいう。
- (3) 3ルクス以上の平均水平面照度とは、4メートル先の人の挙動や姿勢等を識別できる程度以上の照度をいう。

(注4)「地下道等」とは、地下道の他ガード下等の人車が通行する道路をいう。

(注5)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車・オートバイ等をチェーン錠で結ぶことにより、盗難防止に有効な構造のものをいう。

(注6)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号（以下「条例」という。））第7条の規定に基づき、県民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、県、市町村、県民、事業者等が情報や意見の交換を行い、相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するため、「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 安全・安心まちづくりに関する情報や意見を交換し、相互の連携を強化すること。
- (2) 犯罪防止のための自主的な活動の推進に関すること。
- (3) 安全・安心まちづくりの広報及び普及に関すること。
- (4) その他安全・安心まちづくりの推進に関すること。

(組織等)

第3条 推進協議会は、別表に掲げる団体で構成し、会長を置く。

- 2 会長は、青森県知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、推進協議会を代表する。
- 4 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進協議会の庶務は、青森県環境生活部県民生活文化課及び青森県警察本部生活安全企画課において処理する。

(会長への委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月25日から施行する。

別表「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」構成団体

	区 分	団 体 名
1	教 育 団 体	一般社団法人青森県保育連合会
2		青森県国公立幼稚園・こども園長会
3		青森県小学校長会
4		青森県中学校長会
5		青森県高等学校長協会
6		公益社団法人青森県私学協会
7		青森県特別支援学校校長会
8		青森県PTA連合会
9		青森県高等学校PTA連合会
10	県民・地域団体	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
11		公益財団法人青森県老人クラブ連合会
12		青森県地域婦人団体連合会
13		青森県地域活動連絡協議会
14		青少年育成青森県民会議
15		一般社団法人青森県子ども会育成連合会
16		青森県民生委員児童委員協議会
17		青森県児童館連絡協議会
18	事 業 者 団 体	公益社団法人青森県観光連盟
19		特殊法人青森県旅館ホテル生活衛生同業組合
20		一般社団法人青森県建設業協会
21		一般社団法人青森県建築士会
22		日本ロックセキュリティ協同組合青森県支部
23		日本貸金業協会青森県支部
24		日本自動販売協会東北支部
25		青森県中小企業団体中央会
26		青森県商工会連合会
27		青森県商工会議所連合会
28		青森県農業協同組合中央会
29		一般社団法人青森県警備業協会
30		一般社団法人青森県タクシー協会
31	防 犯 団 体	公益社団法人青森県防犯協会連合会
32		青森県少年警察ボランティア連絡協議会
33		青森県金融機関防犯協力会
34		青森県深夜スーパー等防犯協力会
35		青森県自動車盗難等防止対策協議会
36		青森県自転車防犯協力会連合会
37		青森県遊技業防犯協力会
38		公益財団法人青森県消防協会
39	警 察 署 単 位 の 協 議 会	青森地区安全・安心まちづくり推進協議会
40		八戸市安全・安心まちづくり推進協議会
41		弘前地区安全・安心まちづくり推進協議会
42		五所川原地区安全・安心まちづくり推進協議会
43		黒石地区犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会
44		十和田地区安全・安心まちづくり推進協議会
45		三沢地区安全・安心まちづくり推進協議会
46		むつ地区安全・安心まちづくり推進協議会
47		野辺地地区安全安心まちづくり推進協議会
48		つがる市安全・安心まちづくり推進協議会
49		三戸地区犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会
50		鱒ヶ沢・深浦安全安心まちづくり推進協議会
51		七戸地区安全安心まちづくり推進協議会
52		青森南地区安全・安心まちづくり推進協議会
53		外ヶ浜地区「安全・安心まちづくり」推進協議会
54		五戸地区安全・安心まちづくり推進協議会
55		板柳町地域安全推進会議
56		大間地区安全・安心まちづくり推進協議会
57	行 政	青森県
58		青森県教育委員会
59		青森県警察本部
60		青森県市長会
61		青森県町村会

青森県安全・安心まちづくり推進本部設置要綱

(設置)

第1条 犯罪や交通事故の少ない安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、「青森県安全・安心まちづくり推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりに係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 安全で安心なまちづくりに係る施策に関連する事業を推進する関係行政機関・団体の調整に関すること。
- (3) その他安全で安心なまちづくりに係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

- 2 本部長が必要と認めた場合は、本部員以外の者に推進本部の会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって

組織する。

- 3 幹事長は警察本部長をもって充て、副幹事長は警察本部警務部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を総括する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がこれを主宰する。
- 8 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

(ワーキング・グループ)

第6条 第2条に掲げる事項について調査、研究するため、幹事会にワーキング・グループを置く。

- 2 ワーキング・グループの構成員は、幹事長が副幹事長及び幹事と協議し指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、警察本部生活安全企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表1（第3条関係）～推進本部員

病院事業管理者
総務部長
企画政策部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
危機管理局長
観光国際戦略局長
エネルギー総合対策局長
出納局長
東青地域県民局長
中南地域県民局長
三八地域県民局長
西北地域県民局長
上北地域県民局長
下北地域県民局長
教育長
警察本部長

別表2（第5条関係）～幹事

税務課長	学校教育課長
市町村課長	スポーツ健康課長
企画調整課長	広報課長
情報システム課長	警務課長
県民生活文化課長	教養課長
青少年・男女共同参画課長	生活安全企画課長
環境政策課長	地域課長
健康福祉政策課長	少年課長
医療業務課長	保安課長
保健衛生課長	刑事企画課長
高齢福祉保険課長	捜査第二課長
こどもみらい課長	組織犯罪対策課長
障害福祉課長	鑑識課長
商工政策課長	交通企画課長
地域産業課長	交通規制課長
農林水産政策課長	交通指導課長
水産振興課長	警備第一課長
監理課長	警備第二課長
整備企画課長	外事課長
道路課長	
河川砂防課長	
港湾空港課長	
都市計画課長	
建築住宅課長	
防災危機管理課長	
原子力安全対策課長	
観光企画課長	
エネルギー開発振興課長	
東青地域県民局地域連携部長	
中南地域県民局地域連携部長	
三八地域県民局地域連携部長	
西北地域県民局地域連携部長	
上北地域県民局地域連携部長	
下北地域県民局地域連携部長	
経営企画室長	





犯罪のない安全・安心まちづくり
シンボルマーク

発行 環境生活部 県民生活文化課

〒030-8570
青森市長島1丁目1-1
TEL 017-722-1111 (代表)

- 青森県のホームページ
青森県安全・安心まちづくりのページ
- 青森県教育委員会のホームページ
- 青森県警察本部のホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/>
<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/anzenansin.html>
<https://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/main.html>
<https://www.police.pref.aomori.jp/>